

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう ろんてん いけん
「障害者総合福祉法」(仮称)の論点についての意見
 ぶんやえふ ちいきせいかつ しげんせいび
(分野F 地域生活の資源整備) その2

ぶんやえふ ちいきせいかつ しげんせいび
(分野F 地域生活の資源整備)

こうもくえふ ちょうじかんかいじょう ほしょう
<項目F-3 長時間介助等の保障>

ろんてんえふ
論点 F-3-1) どんなに重い障 害があっても地域生活が可能になるために、市町村
 けんいきたんい み にーず はあく しゃかいしげん そうしゅつほうほう
 や圏域単位での「満たされていないニーズ」の把握や社会資源の創出方法はどう
 すればよいか? . . . 2

ろんてんえふ
論点 F-3-2) 24時間介護サービス等も含めた長時間介護が必要な人に必要量が
 きょうきゅう しちょうそん けんいきたんい しえんたいせい こうちく
 供給されるために、市町村や圏域単位での支援体制はどのように構築されるべ
 きか? . . . 9

こうもくえふ ぎむてきけいひか こっこふたんきじゅん
<項目F-4 義務的経費化と国庫負担基準>

ろんてんえふ
論点 F-4-1) 障 害者自立支援法では「在宅サービスも含めて義務的経費化」と
 こっこふたんきじゅん はんいなく ことこふたんきじゅん
 されたが、国庫負担基準の範囲内にとどまっている。そのため、国庫負担基準が
 じじつじょう さーびす じょうげん じちたい おお してき こえ
 事実上のサービスの上 限になっている自治体が多いと指摘する声がある。このこと
 かん ひょうか もんだいかいけつ かんが
 に関する評価と問題解決についてどう 考 えるか? . . . 15

こうもくえふ くに ちほう やくわり
<項目F-5 国と地方の役割>

ろんてんえふ
論点 F-5-1) げんざい しょうがいしゃせいどかいかく なか しせつ びょういん ちいきせいかつ
 現在、障 害者制度改革の中では、「施設・病院から地域生活への
 てんかん ちいき あんしん く ほうこう めざ いっぽう ちいき
 転換」「どの地域であっても安心して暮らせる」方向が目指されている。一方、地域
 しゅけんかいかく げんきんきゅうふ くに さーびすきゅうふ ちほう いっかつこうふきんか かんが
 主権改革では「現金給付は国、サービス給付は地方」との一括交付金化の考 え
 しめ しょうがいしゃふくしきさーびす かん くに ちほう やくわり かんが
 が示されている。障 害者福祉サービスに関して国と地方の役割をどう 考 える
 か? . . . 24

ろんてんえふ
論点 F-5-2) しょうがいしゃけんりじょうやく だい じょう う すいしんかいぎ ちいきせいかつ
 障 害者権利条約の第19条を受けて、推進会議では「地域生活の
 けんり めいぶんか もと いけん たすう ちいき じつじょう とくしよく さーびす
 権利の明文化」を求める意見が多数であった。地域の 実 情や特 色にあったサービス
 ていきょう ちいきせいかつ けんり たんぽ なしよなるみにまむ かんが
 提 供と、この「地域生活の権利」を担保していくためのナショナルミニマムのあり方
 かんが
 についてどう 考 えるか? . . . 36

こうもくえふ た
<項目F-6 その他>

ろんてんえふ
論点 F-6-1) ぶんやえふ ちいきせいかつ しげんせいび た ろんてんおよ いけん
 「分野F 地域生活の資源整備」についてのその他の論点及び意見
 . . . 44

ぶんやえふ ちいきせいかつ しげんせいび
(分野 F 地域生活の資源整備)

こうもくえふ ちょうじかんかいじょう ほしょう
<項目 F-3 長時間介助等の保障>

ろんてんえふ
論点 F-3-1) おも しょうがい ちいきせいかつ かのう しちょうそん
や圏域単位での「満たされていないニーズ」の把握や社会資源の創出方法はどう
すればよいか？

いざわいいん
【伊澤委員】

○結論

じりつしえんきょうぎかいしゅさい じれいけんとうかい うきぼり かなめ
自立支援協議会主催による「事例検討会」において浮き彫りにしていく。要は
満たされて にーず ちいき なか きょうぎ うきぼり たいさく こうじる
満たされていないニーズは、地域の中で協議する場により浮き彫りにし対策を講じる
きほん
が基本。

○理由

だれ おもいどおり じゆう いきられる しょうがいしゃ おかれて
誰もが思い通りに自由に生きられるわけではないが、障害者が置かれている
げんじょう しりながら げんかい こえて はっそう だいじ
現状を知りながらその限界を超えていく発想が大事である。

いしばしいん
【石橋委員】

けつろん
○結論

しちょうそん ちいき こうせい だんたい くわ ちいきせいかつじりつしえんきょうぎかい
市町村の地域を構成するあらゆる団体が加わった地域生活自立支援協議会と
かんみんいつたい そうだんしえんじぎょう かつよう そうしゅつ
官民一体の相談支援事業の活用により創出する。

りゆう
○理由

そうだんじぎょう いちぎてき ふくじむしょ みんかんじぎょうしょ うつ じどうそうだんじょ
相談事業を一義的に福祉事務所から民間事業所に移したこと、児童相談所の
あつか じあん じどうぎゃくたい そち うつ とう み ひろ かた
扱う事案が児童虐待の措置に移したこと等で満たされないニーズが拾い難くなっ
ている。

うじたいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

そうだんしえんじぎょう かくじゅう ちいきじりつしえんきょうぎかい きのうじゅうじつ ひつよう かんが
相談支援事業の拡充および地域自立支援協議会の機能充実が必要と考える。
はったつしょうがい ろんてん かさ みぢか そうだんばしょ
発達障害については論点のD-1-5とも重なるが、身近な相談場所がたくさんあるこ
とが必要である。社会資源の創出については、発達障害系の重い障害はその
ひつよう しゃかいしげん そうしゅつ はったつしょうがいけい おも しょうがい
表現形が多様でもあり高度な専門性が必要となるので、専門的人材の養成と切
ひょうげんけい たよう こうど せんもんせい ひつよう せんもんてきじんざい ようせい き

はな かんが いみ はったつしょうがい かん ちいきせいかつしえんじぎょう
り離しては考えられない。その意味では、発達障害に関しては、地域生活支援事業
てんかい ぜんこくてき じょうきょうはあく もと こべつきゅうふ わくない
として展開するというよりも、全国的な状況把握に基づいて、個別給付の枠内で
なしよなるみにまむ しえんじぎょう てんかい かんが
ナショナルミニマムとしての支援事業を展開していくべきと考える。

おおくほいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

じりつしえんきょうぎかい ちゅうしん はあく しゃかいしげん そうしゅつ かんが
自立支援協議会が中心となり把握し、社会資源の創出につなげていくことが考
えられる。とくに、じゅうど ちてきしょうがい ひと けんいき ふく けんりようご
重度の知的障害のある人たちについては、圏域を含めた権利擁護
せいび じゅうよう かんが
システムの整備が重要と考える。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○結論

じかんかいご こうぼう
24時間介護を広報する。
しちょうそん ふくすう じかん ていきょう じゅうどほうもんかいごじぎょうしょ せっち あとお
1800市町村で複数の24時間サービス提供の重度訪問介護事業所などを設置の後押し
をする。
いりょうてき きゅういん けいかんえいよういがい かいごしょく かいきん
医療的ケア（吸引・経管栄養以外）を介護職に解禁していく。

りゆう
○理由

きゅういん けいかんえいよう かいごしょく かいきんよてい いがい いりょうてき おお
吸引・経管栄養は介護職に解禁予定だが、それ以外の医療的ケアも多い。

おかべいいん
【岡部委員】

けつろん
○結論

しんせい けんざいか せいじつ む あ
ケースワーカーは「申請」として顕在化するひとつひとつのニーズに誠実に向き合っ
しきゅうけつてい おこな じちたい きゅうふ ひつよう ざいせいそち よさん
て支給決定を行い、自治体はその給付のために必要な財政措置を予算として
ぐげんか りようしゃ せいかつじつたい し しえんしゃ
具現化すること。利用者はその生活実態をよく知る支援者（アドボケイト）とともに
せいじつ ていねい こうしょう おこな
誠実かつ丁寧な交渉を行うこと。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○結論

こべつしえんかいぎ ぎむづ ぎょうせい そうだんしえんことぎょうしゃ とも こべつじれいけんとう く
個別支援会議を義務付けて、行政は相談支援事業者と共に個別事例検討を繰り返
かえ ふくすう しょうがいしゃ み にーず ちいきにーず じりつしえんきょうぎかい
返し、複数の障害者が満たされていないニーズを地域ニーズとして自立支援協議会

ぎろん けんとう きょうぎかい なか つく しげんかいはつぶかい けんとう
で議論し、検討して協議会の中に作られた資源開発部会などで検討する。

○理由

かんみんきょうどう しんさかい ていきてき こべつしえんかいぎ ひら ねんていど
官民協働で、審査会のように定期的に個別支援会議を開くと、1年程度でほぼ
しょうあく おも たいへん ようじき とく
掌握できるように思います。はじめは大変ですが、幼児期からこれを取り組み、
かくしちょうそん でーたばんく とうろく ひつよう おう けんとう
各市町村がデータバンクをもって登録し、必要に応じて検討することができれば、
にーずはあく み にーず あき らいふさいくる そ しえん
ニーズ把握も、満たされないニーズも明らかになりますし、ライフサイクルに添って支援
が途切れなく可能となると考えます。

そうだんしえんじぎょうたい ぎょうせい きょうどうたいせい ぎむづ いたくないよう く こ
相談支援事業体と行政の共同体制を義務付ける。委託内容に組み込む。

きみづかいいん
【君塚委員】

○結論

じょうほうこうかい そうごりかい ふか くふう よさん はんえい
情報公開をすすめ、相互理解を深める工夫をし、予算に反映するようにする。

○理由

ぜんたい こーでいねいと じんざい はいち
全体をコーディネイトする人材を配置する。

こんどういん
【近藤委員】

○結論

そうだんしえんじぎょう まどぐち つう み にーず はあく おこな じりつ
相談支援事業の窓口を通じて「満たされていないニーズ」の把握を行い、自立
しえんきょうぎかい けんとう かんが
支援協議会で検討することが考えられる。

さかもといいん
【坂本委員】

○結論

まち ひつよう ざいげん かくほ ひつよう
町に必要な財源の確保がなされることが必要である。

○理由

げんざい まち しゅうゆう なか おおはば じゅうじつ おこな むずか
現在の町の収入の中で大幅なサービスの充実を行うことは難しい。

しみずいん
【清水委員】

○結論

にしのみや ぜんこく おも しょうがい ひと
すでに西宮でも、そして全国のいたるところで、たいへん重い障害のある人の
ちいせいかつてんかい しんし む あ すす
地域生活展開がすすめられている。そのことに真摯に向き合い、さっさと進めていく

ことである。

【竹端委員】

○結論

ちいき自りつ支えん協きょうぎ会かいで調ちょうさができるような予よさんがつけられるべきだ。

○理由

論ろん点てんF-2-1)とおなじ。

【田中（伸）委員】

○結論

相そう談だん支し援えんの拡かく充じゅうと、相そう談だん支し援えんを通つうじて明あきらかとなつた障しょう害がい者しゃのニにーズーズを实じつ現げんするたために、そのニにーズーズを各かく地ち方ほう公こう共きょう団だん体たいの施し策さくに反はん映えいささせる仕し組くみみの構こう築ちくが必ひつ要ようである。

○理由

障しょう害がい者しゃの意い思しの尊そん重ちゅうや、ニにーズーズの把は握あく、支し援えん計けい画かくの策さく定ていなどは、専せん門もん性せいを有ゆうする相そう談だん支し援えん員いんによる相そう談だん支し援えんが中ちゅう核かく的てき役やく割わりを果はたすことことになる。従したがつて、ニにーズーズのほほおおり起おこしには相そう談だん支し援えん事じ業ぎょうの拡かく充じゅうが不ふ可か欠けつである。そしはあくて、把はあく握握された障しょう害がい者しゃのニにーズーズを政せい策さくに反はん映えいさせ、計けい画かく的てきに社しゃ会かい資し源げんの整せい備びを行おこなうべきである。

【中西委員】

○結論

総そう合ごう福ふく祉し法ほうで国くににその財ざい政せい的てき義ぎ務む化かを明めい記きすれば、ニにーズーズは顕けん在ざい化かする。

○理由

重じゅう度ど障しょう害がい者しゃのニにーズーズ把はあく握握は地ち域いきで重じゅう度ど者しゃが暮くららせるだだけけのサさーービびススが保ほ障しょうさされてない場ば合あいには施し設せつまたは親おや元もとにいて、ニにーズーズの顕けん在ざい化かがはかりにくいことことにその問もん題だいがある。重じゅう度ど障しょう害がい者しゃを受うけ入いれているのが、現げん状じょうでも当とう事じ者しゃ組く織しが運うん営えいしている自じ立りつ生せい活かつセせんターが中ちゅう心しんであり、そこでニにーズーズが顕けん在ざい化かされ、行ぎょう政せいとの交こう渉しょうが行おこなわれて、承しょう認にんされたニにーズーズとななっていくといいうのが現げん状じょうでの実じつ態たいである。これは行ぎょう政せい側がわが窓まどぐちでニにーズーズの抑よく制せいをはからなければ、ニにーズーズは顕けん在ざい化かされていたことことを示しめしている。なぜ行ぎょう政せいがサさーービびスス抑よく制せいしたかといいうと国こく庫こ補ほ助じょが

じゅうぶん じっし しちようそん ふたん おお ざいげんもんだい
充 分に実施されず市町村への負担が大きかったからであり、つまり財 源 問題であ
る。

なかはらいいん
【中原委員】

けつろん
○ 結 論

そうだんしえんたいせい じりつしえんきようぎかい きのう じゅうよう
相 談 支 援 体 制 や 自 立 支 援 協 議 会 を 機 能 さ せ て い く こ と が 重 要 と な る 。

りゆう
○ 理 由

そうだんしえんたいせい じりつしえんきようぎかい しすてむ いま しく
相 談 支 援 体 制 や 自 立 支 援 協 議 会 と い う シ ス テ ム は 今 ま で に な い 仕 組 み で あ り
ひょうか が でき る が、 十 分 に 機 能 し て い な い 自 治 体 も 多 い。 地 域 の 特 性 や 実 情 に 応 じ た
しげんせいび ゆうこう しゅだん
資 源 整 備 の た め に は 有 効 な 手 段 で あ る 。

のはらいいん
【野原委員】

けつろん
○ 結 論

かんじゃ しょうがいしゃ しえんしゃ しんらいかんけい こうちく じゅうとくかんじゃ しょうがいしゃ
患 者 ・ 障 害 者 と 支 援 者 と の 信 頼 関 係 の 構 築 が な け れ ば、 重 篤 患 者 ・ 障 害 者
の ニーズ は つ か め な い。 障 害 者 が 普 通 の 生 活 を す る こ と が 当 たり 前 の 社 会 の 文 化 を
いしきてき そうしゅつ
意 識 的 に 創 出 。

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○ 結 論

こま かん そちよく ひょうしゅつ ふくし おこな
困 り 感 を 率 直 に 表 出 で き る 福 祉 サ ー ビ ス の イ ン テ ー ク を 行 い、 パ ー ソ ナ ル ・ ア シ
ス タ ス ・ サ ー ビ ス の よ う に 柔 軟 性 を も っ た 援 助 職 を 作 り 出 す 。

りゆう
○ 理 由

ふくし じゅうなんせい がいとう ひと まいぼつ ここの
福 祉 サ ー ビ ス に 柔 軟 性 が な い た め、 該 当 し な い 人 た ち が 埋 没 し て し ま う。 個 々 の
こんなん てん み い ひょうしゅつ こた たいせい
困 難 な 点、 あ る い は 満 た し た い 生 き が い と い う も の を 表 出 し、 そ れ に 応 え る 体 制 を
つ くら べ き で、 そ の 一 つ と し て パ ー ソ ナ ル ・ ア シ ス タ ス ・ サ ー ビ ス も あ る と 思 わ れ る 。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○ 結 論

てっぺい ひとりひとり に 一 ず もと ようきゅう はあく じつげん ほうさく
徹 底 し て、 一 人 一 人 に ニーズ に 基 づ い た 要 求 を 把 握 し、 そ の 実 現 の た め の 方 策 を
かんが ぬ こくれん けんりじょうやく こくさいてきじっせん まな こくない
考 え 抜 く こ と で あ る。 国 連 の 権 利 条 約 や 国 際 的 実 践 に も 学 び、 国 内 の こ れ ま で

の実践も参考にしながら、粘り強く決してあきらめない取り組みが求められる。

○理由

ここを突破していくことが、新制度をつくっていく重要なポイントであると肝に銘じて取り組んでいくべきと考える。

【藤岡委員】

○結論

ニーズはセルフアドボカシーによる把握。

社会資源の創出方法は公的義務。

○理由

基本合意と一体として各地の地方裁判所の訴訟上の和解調書に記載されている要望書1(4)障害者福祉の社会資源の充実、基盤整備において、「障害福祉事業は報酬単価が低廉であり、全国各地において、事業所、有資格ヘルパー等が著しく不足しており、結果として、障害福祉施策を利用できない障害者が多数存在します。

「サービス契約」方式が許されるのは、国が憲法に基づくナショナルミニマム保障義務として、全国で社会基盤整備を尽くすことが前提です。

障害福祉施策を利用できない障害者が生まれないように、事業者、ヘルパー等の基盤整備を尽くしてください。」とされている。

【三浦委員】

○結論

地域自立支援協議会の役割・機能として位置づけるべき。また、実現にあたっては、ボランティア、地域住民、家族等の協力も不可欠である。

また、相談支援事業における相談内容やケアプランの作成過程で明らかとなる、社会資源の不足状況についても集積し、資源や事業所を起こしていく仕組みを考えるべきである。

○理由

把握する責任主体を明確にする必要があり、地域自立支援協議会の役割とする方法が考えられる。また、相談支援事業における相談内容やケアプラン作成

かてい あき じょうほう せいかつ じつたい そく かだい しゅうやく
過程で明らかになる情報は、生活の実態に即した課題であり、それを集約し
しさく ふいーどばっく しく めいかくか おも
施策にフィードバックする仕組みが明確化されるべきと思われるため。

みつますいん
【光増委員】

けつろん
○結論

ざいたくじ もの じつたいちようさ しせつにゆうしよしや びょういんにゆういんしや ちいきせいかつひこう
在宅児・者の実態調査と施設入所者、病院入院者の地域生活移行を
きぼう ひと いこうちようさ おも しょうがい ちいき せいかつ じつたいちようさ
希望する人の意向調査と重い障害があっても地域で生活している実態調査
もと ひつよう ちようさ おこな しちようそん けんいき しやかいしげん じつたい けん
を基に、必要とするニーズ調査を行い市町村、圏域の社会資源の実態を検
とう しちようそん こういき じりつしえんきようぎかい ひつよう しょうがいふくし こう
討し、市町村・広域の自立支援協議会で必要とする障害福祉サービスと公
てき なく ふうく けんとう
的でないサービスも含めて検討する。

りゆう
○理由

ちいきせいかつ ちいきこう すいしん うえ しょうがい おも ひと こべつしえん ひつよう ひと
地域生活、地域移行を推進する上で、障害の重い人、個別支援が必要な人
ひつよう しょうがいふくし ていきよう じゅうよう
に必要な障害福祉サービスが提供されることが重要であるので。

もりいん
【森委員】

○結論

しえん う こべつてき しょうがいしや もと ひようたいこうか かんが
支援を受ける 個別的 障害者に基づいて費用対効果を考えるのではな
く、しやかいしげん そうしゆつ しえん じゅうじつ はか たいせい ちいきじゅうみん
社会資源を創出したり、支援の充実を図る体制のために、地域住民の
りかい そくしん はかるひつよう おも しょうがい ひと ちいきせいかつ ささ
理解の促進を図る必要がある。また、重い障害がある人の地域生活を支えるた
めすてむ こうちく じたい あら こうよう いよく も ぼらんていあ そうせい
めのシステムを構築すること自体が、新たな雇用や意欲を持つボランティアの創生に
つながるという視点での評価も大事である。

○理由

すべ しょうがいしや ちいきせいかつ ほしょう ちいきせいかつ ささ
全ての障害者への地域生活を保障するためには、地域生活を支えるための
あたらし すてむ こうちく ひつよう かんが
新しいシステムの構築が必要と考える。

ろんてんえぶ
論点 F-3-2) 24時間介護サービス等も含めた長時間介護が必要な人に必要量が
きょうきゅう
供給されるために、市町村や圏域単位での支援体制はどのように構築されるべ
きか？

いざわいいん
【伊澤委員】

○結論

しちょうそん けんいき さーびすないよう ざいげん たいするにんしき きょうゆうか ひつよう
市町村、圏域におけるサービス内容や財源に対する認識の共有化が必要

○理由

しちょうそんあいだ けんいきかん じょうほうこうかん じゅうよう
市町村間や圏域間での情報交換が重要となる。

いしばしいん
【石橋委員】

けつろん
○結論

こういきてき しえんたいせい こうちく しちょうそん いいん いりょうきかん ほうもんかんど
広域的に支援体制を構築するためには、市町村の医院（医療機関）に訪問看護
へいせつ ざいせいてきじよせい もう
を併設し、財政的助成を設ける。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

ろんてん かせ じかんかいごさーびす とうがいちいき じっし ひつよう しょう
F-1-1 の論点とも重なるが、24時間介護サービスを当該地域で実施する必要が生
じたときに、そのようなサービスを提供できる共同運営体を構想すること。すべて
の支援をあらゆる地域で常時整備することが難しい現状を、国と地域と民間の工夫
のき たいせつ
でいかに乗り切っていくかが大切である。

りゆう
○理由

たと ろうじん けあまねーじゃ じかんたいおう けいたい ほんにん
例えば、老人のケアマネージャーは24時間対応で携帯をもっていて、本人は
たんとう けあまねーじゃ れんらく かろう ひんと
担当のケアマネージャーに連絡をすることが可能となっている。このあたりにヒント
はないか？

おおくほいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

じかんかいご ぐたいてきじっしほうほう しえんたいせい こうちくほうほう こと
「24時間介護サービス」の具体的実施方法によっても支援体制の構築方法は異なる
たと ちゅうさんかんぶ かそちいき しえんしゃ ちいき ばあい
る。例えば、中山間部や過疎地域のように「そもそも支援者がいない」地域の場合に

は、市町村の連携や圏域での対応が考えられるが、その際、支援者が通う場合の時間や交通費などに配慮した報酬（加算措置）などを検討する必要があると考える。

○理由

まず、「24時間の地域でのサポート体制」とはどのようなイメージかを議論する必要がある（介護保険審議会でも議論されている巡回型なのか、マンツーマンだが間欠的訪問なのか、フルに24時間ヘルパーが付くのか、それらの組み合わせなのか）。その上でないと、市町村や圏域単位での支援体制の構築を検討することは難しいと考える。

【大濱委員】

○結論

24時間介護が必要な障害者に対して、24時間のサービスが決定されていない市町村に対しては、県が、他県の24時間の支給決定がされている事例のある市町村や24時間の重度訪問介護サービスなどを行っている団体に話を聞き、その情報支援を受けながら、県の公的責任で、市町村に対してアドバイスしていくべきである。

○理由

低い水準の支給決定しかしていない地域では、市町村や圏域で何人集まっても24時間の介護ということにはならない。たとえば、「12時間の重度訪問介護を1時間おきに使い」などの頓珍漢なアドバイスになってしまう（実際に地方自治体であった話）。他県の先進地の情報を県が行政責任で強力に市町村に指導してレベルアップをしていくしかない。

【岡部委員】

○結論

まず、国庫負担基準を廃止し真の義務的経費化を図ること。さらに、自治体は必要量に対する予算措置をきちんと行うこと。加えて、高額介護費に対する調整基金を設け人口比で一定額を超える支給については国庫負担比率を高める等の仕組みを設けること。

○理由

きゅうふ かくじつ よさんか じちたいかくさ ちょうせい
給付のエンタイトルメント、確実な予算化、自治体格差の調整メカニズムの
さんびょうし そろ じゅうよう
三拍子が揃うことが重要。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○結論

じゅうそうてきそうだんしえんたいせい けんいき まんにんていど たんとう くに はいち そうだん
重層的相談支援体制のうち、圏域(5万人程度)を担当する国が配置した相談
しえんじぎょうたい しちょうそん れんけい こべつしえんかいぎ おこな さーびす ひつようせい
支援事業体と市町村が連携して個別支援会議を行い、サービスの必要性について
けんとう しんぎかい けつてい しく ひつよう さーびすじぎょうたい たい
検討し、審議会によって決定される仕組みが必要。サービス事業体に対しては、
かさん わ ま ていきょう
加算、割り増しなどをつけて、提供しやすくする。

りゆう
○理由

こべつじじょう たいおう じゅうなん しえんたいせい みと せいど
個別事情に対応する柔軟な支援体制を認める制度がほしい。
むじょうけん ほんにん きぼうとお ふびょうどう ふく もんだい お かんが
無条件に本人の希望通りとなれば、不平等も含み問題が起こると考えていま
す。

こんどういいん
【近藤委員】

けつろん
○結論

ざいげん すきる さーびすていきょうしゃ ひつよう じぎょうしゃ ふくしじんざい
財源とともに、スキルをもったサービス提供者が必要である。事業者、福祉人材
かくほ もと
の確保が求められる。

さいとういいん
【齋藤委員】

けつろん
○結論

ちい しちょうそん ひつよう ほしょう ざいげん ふそく
小さな市町村では必要なサービスを保証するための財源は不足がちになる。
てきせつ ちいき たんい ききん つく ひつようさ しく
適切な地域ブロック単位の基金を作ってその必要差をカバーしていく仕組みをつくる
ひつよう
必要がある。

しみずいいん
【清水委員】

○結論

ひとり ほんざい ひび しえん わ こうちく いがい みち
一人ひとりの存在に響きあい、支援の輪を構築していくこと以外に道はない。

たけばたいいん
【竹端委員】

けつろん
○結論

ろんてん
論点F-4-1におなじ。

なかにしいいん
【中西委員】

けつろん
○結論

とうじしゃそしき けんりようごきかん うんえい さべつきんしほう もと けんり
当事者組織による権利擁護機関が運営されること、または差別禁止法に基づく権利
ようごきかん とうじしゃ うんえいせきにんしゃ さーびすりようしゃ ひつようりよう しちょうそん
擁護機関により当事者が運営責任者として、サービス利用者の必要量を市町村
に訴えていけるような体制を作ることが必要である。

なかはらいいん
【中原委員】

けつろん
○結論

ちようじかん しえん ひつようせい りよう とうじしゃ さーびす けつてい きかんなど れんけい
長時間支援の必要性と量を当事者とサービス決定の機関等が連携し
きゃくかんでき はんだん しく ひつよう こんご さーびす
客観的に判断するための仕組みが必要である。これにあわせて、今後のサービス
たいけい かか じかんかいごさーびす かつ
体系にも関わることであることから、24時間介護サービスについてのあり方についての
ぎろん ひつよう じゅんかいがた るいけい ひつよう じかん いったいいち かいご
議論が必要である。巡回型などの類型も必要となるのか、24時間の一対一の介護
ひつよう さーびす く あ かのう
が必要となるのか、サービスの組み合わせで可能となるのか。

のはらいいん
【野原委員】

けつろん
○結論

かんご かいご なんびよう しょうがいしゃ い じんざい ちいき はくくつ いくせい
看護・介護・難病・障害者ケアに生きがいをもつような人材を地域で発掘・育成
しごと あ じかん きゆうか こまぎ じかん ていきよう たいせい たいけい
して仕事の空き時間、休暇などの細切れの時間を提供できる体制・体系をつくる。
ちゆうかく きかん かのう いちぶちいき じっせん れい
中核になる機関があればこれらは可能である、一部地域ですでに実践している例があ
り、全国的に見れば新しい成功事例が発掘できるはず。地域・現場から学ぶこと
おお
は多い。

はしもとしいいん
【橋本委員】

けつろん
○結論

いっぺいじょう ざいげん くに ほしょう
一定以上の財源は国により保障されるべきである。

りゆう
○理由

しちょうそん ざいげん しちょうそん さいりょう きゅうふ しちょうそん ざいせい きほ
市町村の財源、市町村の裁量による給付では、市町村の財政規模により
きゅうふ さ かんじゃ い まち い まち
給付に差がでてしまっている。ALS患者が生きられる街と生きられない街があるため。

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○結論

なかがくこうく しよ けんいき いりょう ふくし しゅうろう ふく そうごうえんじよ
中学校区に1か所の圏域に、医療、福祉、就労などを含めた総合援助センター
もう そうだんえんじよたいせい かくりつ けんいき ほうもん
一を設けワンストップの相談援助体制を確立する、圏域で、訪問リハビリテーシ
ヨン、介護支援事業所、地域リハビリテーション機能を持つデイケア、デイアクテビテ
かいごしえんじぎょうしよ ちいき きのう も
イセンターを設置し、在宅診療の行える医療機関との連携も強化できるネットワ
せっち ざいたくしんりょう おこな いりょうきかん れんけい きょうか
ークを構築する。

りゆう
○理由

げんざい ほうかつしえん きのう こうれいしゃしえん て しせつめん
現在の包括支援センターの機能では高齢者支援で手いっぱいであるが、施設面、
じんざいはいち きょうか よさんそち こう
人材配置を強化する予算措置を講じることにより、さまざまなニーズにこたえうる
かのうせい ほけんじよ きのう きょうか ちいき ほけんふくしじぎょう
可能性はあるのではないか。または保健所の機能を強化して、地域の保健福祉事業と
することも可能か

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃ きょたくせいかつ ささ こうてきせきにん ふもん
障害者の居宅生活をとことん支えるためには、公的責任を不問にしないとい
う確固たる立場が必要である。その上にとって、市町村での支援体制は、できるこ
かっこ たちば ひつよう うえ た しちょうそん しえんたいせい
とは全てやるということで、あらゆる方策を駆使して構築されるべきである。

りゆう
○理由

けんりほしょう かくりつ か してん
権利保障の確立にとって、欠かせない視点である。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○結論

いっつい げんこう くに とどうふけん しちょうそん
一定のレベルまでは、現行の国50%、都道府県25%、市町村25%でいいが、
いっついじかん こ ちょうじかんかいご くに ぜんがくほしょう
一定時間を超える長時間介護は国の全額保障とする。

りゆう
○理由

基本は国の生存権保障義務だから。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○結論

相談支援体制の充実とともに、居宅介護事業をはじめとするサービス提供
基盤の整備と、必要な量のサービス支給決定を促す財源の確保が求められる。

りゆう
○理由

財源とともに、適切なスキルを有するサービス提供者が不可欠であるため。
インフォーマルな人的資源の養成圏域を超えるサービス事業所の協力体制
も必要ではないかと考える。

もりいん
【森委員】

○結論

一人にかかわる経費については個別的な費用対効果とみるのではなく、今後
超高齢社会に必要なとされうる社会資源の創生として捉え、地域社会における
ソフト面、ハード面の支援体制の充実、誰もが安心して安全に暮らしやすい地域
社会の基盤づくりという視点で捉えるパラダイムシフトが求められる。

○理由

論点F-3-1と同様、重い障害がある人を含めて地域生活を保障
するためには、地域生活を支えるための新しいシステムの構築が必要である。

こうもくえふ ぎむてきけいひか こっこふたんきじゆん
＜項目 F-4 義務的経費化と国庫負担基準＞

ろんてんえふ しょうがいしゃじりつしえんほう ざいたくさーびす ふく ぎむてきけいひか
【論点 F-4-1）障害者自立支援法では「在宅サービスも含めて義務的経費化」すると
されたが、国庫負担基準の範囲内にとどまっている。そのため、国庫負担基準が
じじつじょう さーびす じょうげん じちたい おお してき こえ
事実上のサービスの上 限になっている自治体が多いと指摘する声がある。このこと
かん ひょうか もんだいかいけつ かんが
に関する評価と問題解決についてどう考えるか？

あらいいん
【荒井委員】

けつろん
○結論

こっこふたんきじゆんがく はいし くしちょうそん ひつよう みと じっさい しべん そうひようがく
国庫負担基準額を廃止し、区市町村が必要と認め実際に支弁した総費用額の
こっこ ふたん
1/2を国庫が負担すべきである。

りゆう
○理由

へいせい ねん がつ ほうしゅうかいてい ともな こっこふたんきじゆん かいてい じっさい
平成21年4月の報酬改定に伴い国庫負担基準も改定されたが、実際の
きゅうふひ の お ちょうかふたんがく かくだい くしちょうそん
給付費の伸びに追いついておらず、超過負担額は、むしろ拡大している。区市町村
さいにゅうぶそく しんこく もんだい ぎむてきけいひ きゅうふひ さいにゅうぶそく
の歳入不足は深刻な問題であり、義務的経費である給付費の歳入不足については
ばっぼんてき かいけつ ひつよう
抜本的な解決が必要。

いざわいん
【伊澤委員】

○結論

じっさい じちたい しべんひよう くに とどうふけん ぎむてき ふたん
実際に自治体が支弁費用の1/2が国、1/4が都道府県を義務的に負担するという、
しごく ぎむてきけいひ ひつよう
至極まっとうな義務的経費とすることが必要。

○理由

ぎむてきけいひ もじどおり かたち さーびす しきゅうりょう ひと じつたい
義務的経費を文字通りの形にすること。サービスの支給量はその人の実態や
にーず そくしてきょうきゅう きほん いうまでもない げんじょう げんば
ニーズに即して供給されることが基本というのは言うまでもない。現状では現場
ふくしたんとう りかい えられて ざいむぶきよく ところ きやつか きく よさんとり
の福祉担当の理解は得られても、財務部局の所で却下されるとよく聞く。予算取り
だんかい げんば こえ つたえるば かくほ よい
の段階で、現場の声を伝える場が確保できると良い。

いしばしいん
【石橋委員】

けつろん
○結論

ぎむてきけいひ ちいきかんかくさ へいじゆんか かんてん ひつよう こっこ
「義務的経費」であることは、地域間格差の平準化の観点から必要。ただし、国庫
ふたんきじゆん ちいきせいかつ かのう すいじゆん べつ るんぎ
負担基準については、地域生活が可能となる水準となるよう別に論議すべき。

りゆう
○理由

「義務的経費化」については、市町村など地方自治体の財政力にかかわらずサービス実施が可能となった（地域間格差の平準化）という評価できる側面もある。ただし、このことと「国庫負担基準」については別問題であり、国庫負担基準のあり方については、義務的経費か否かとは別の論点として、地域生活が可能となる水準のあり方について、制度全般の論議の中で、総合的に検討すべきと考える。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

日本は最低基準が最高基準になってしまっているので改善が必要である。地域も前提にする。BASEを保障し、そこからの上積みをしていく方法が良いのではないか？

国庫負担基準は廃止し、必ず国2分の1、都道府県4分の1を確保する。その上で、市区町村の規模（人口）によって「その市町村が負担すべき負担総額の上限」を定め、それを超えた分については国と都道府県が自動的に財源補てんとすれば、当然に人口の少ない地域は「その市町村が負担すべき負担総額の上限」が低く抑えられるため、「財布を気にして支給決定を渋る」という状況は解消されるが、このような仕組みを実現するために必要な財源確保策こそ議論されるべきである。

おおくぼいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

国や地方の財政的観点からすれば、「在宅サービスも含めて義務的経費化」が「国庫負担基準の範囲内」となるのもやむを得ないといえる。このサービスの上限の問題を解決するためには、国庫負担基準は廃止し、必ず国2分の1、都道府県4分の1を確保し、その上で、市区町村の規模（人口）によって「その市町村が負担すべき負担総額の上限」を定め、それを超えた分については国と都道府県が自動的に財源補てんすることであろう。

しかし、その財源の問題は、いかに国民の理解を得つつ確保するのかということであり、福祉サービス全体（あるいは社会保障全体）の問題として議論をする必要があると考える。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○結論

たとえば、1人暮らしの場合は非定型でも国庫負担基準の1.5倍や2倍を上限とするなどの規定を設けている市町村もある。

国庫負担基準は法改正で廃止する。

なお、国庫負担基準の廃止は法改正が必要だが、基準の告示額を「上限なし」等に設定すれば、法改正なしに同じ効果が得られる。法改正ができるまでの間は告示のへんこうそくじたいおう変更で即時対応すべき。

おかべいいん
【岡部委員】

けつろん
○結論

利用量の一定割合を国が必ず負担することが「義務的経費」の定義である以上、そもそも国庫負担基準に基づく制約を設けたことが誤りであり、廃止すべき。また、自治体格差の解消を考えるならば、必要なのは逆に高額介護費に対する補填のメカニズムであろう。(F-2-3で言及)

おだじまいいん
【小田島委員】

けつろん
○結論

国庫負担基準を無くして、すべてのサービスに国が半分お金を出すようにする。

りゆう
○理由

市役所は負担が多いとサービスを減らしてしまうから。

おのいん
【小野委員】

けつろん
○結論

問題であり、ただちに見直すべきである。

りゆう
○理由

たとえば、東京都内の26市は、自立支援法実施の2006年度、居宅支援関係で約8億の赤字だった。赤字を出すほど支給している自治体はまだ良い方だが、基準額の範囲内に支給量をとどめている自治体は多くある。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○結論

とくれいけんげん しちょうそん とどうふけん あた せいど
特例権限を市町村ないし都道府県に与える制度にしてはどうか。

りゆう
○理由

こっこふたんきじゆん こ ひつよう じれい とくれい みと きじゆん つく
国庫負担基準を超える必要のある事例について、特例として認める基準を作る。
とくれい はんだん かてい しちょうそん じりつしえんきょうぎかい こべつしえんかいぎ しんさかい
その特例と判断する過程に市町村の自立支援協議会・個別支援会議、審査会など
をた とどうふけん あ じりつしえんきょうぎかい しんさかい じゅうそうてきけんとう た はんだん
を経て、都道府県に上げて自立支援協議会、審査会など重層的検討を経て判断さ
れるなどの手順が必要。

かわさき たつ いいん
【河崎（建）委員】

けつろん
○結論

かぎ ざいげん なか ろんぎ いじょう かいかく しょうひぜい ふくし
限られた財源の中での論議では、これ以上の改革はすすまない。消費税を福祉
もくてきぜいか ひろ こくみん ふたん せいおうな ふくしこっか じつげん もんだいかいけつ
目的税化して広く国民が負担し西欧並みの福祉国家を実現することが問題解決
はやみち おも しえんひせいど はたん しゅっぱつてん じりつしえんほう せいてい
の早道と思う。また、支援費制度の破綻が出发点になって、自立支援法が制定され、
その大きな柱のひとつが「国による義務的経費化」であった。しょうがいしゃふくし
障害者福祉が、いわゆる
ぜいほうしき もと いじょう さいしゅうてき くに ざいせいてきせきになん ひつよう
る税方式に基づく以上、最終的に国が財政的責任をもつのは、必要である。
はんめん じちたい こっこふたんきじゆん さーびす じょうげん してき
反面、自治体において国庫負担基準がサービスの上限となっているとの指摘について
ちほうぶんけん しんてん きたい
は、「地方分権」の進展に期待するしかないのではないか。

くらたいいん
【倉田委員】

けつろん
○結論

おな
F-1-(2)に同じ
さんしょう
(F-5-1も参照されたい。)

りゆう
○理由

おな
F-1-(2)に同じ
さんしょう
(F-5-1も参照されたい。)

こんどういいん
【近藤委員】

けつろん
○結論

こっこほじょきじゆん じょうげん てっぱい けんとう ひつよう
国庫補助基準の上限の撤廃について検討が必要である。

さいとういいん
【齋藤委員】

けつろん
○結論

げんざい くぶんにんてい しく あらた じどうてき こっこふたんきじゆん みなお
現在の区分認定の仕組みを改めれば、自動的に国庫負担基準そのものを見直すこ
とになる。

くに ちほう ざいげんふたん かた いち き
そこで国と地方の財源負担のあり方を一からどうするかを決めなければならない。

さかもといいん
【坂本委員】

けつろん
○結論

ざいげん かくほ ひつよう
財源の確保がきちんとなされることが必要である。

りゆう
○理由

こっこふたんきじゆん こ ちょうざいげん も だ
国庫負担基準を超えるサービスについては、町財源の持ち出しとなり、サービ
ス量の抑制につながりかねない。義務的経費とするなら国の財源確保は義務である。

たけばたいいいん
【竹端委員】

けつろん
○結論

ろんてん いちど さん
論点(0-2-2)とおなじ。だが、もう一度かいておく。これを参こうにしようねとい
う基準は、これをまもらなければならないという上限に、これまでなんども変わってき
た。そのたびに、しょうがいひと いか こえ おな
障害のある人たちは、怒りの声をあげてきた。同じことをくりかえ
さないためにも、基準をこえる支えんを必要とする人にちゃんと必要な量と質の
サービスがとどくための基金を考えるべきだ。

りゆう
○理由

らいねん よさん ひつよう しょうがい
来年の予算はいくらくらいになるかわかっている必要がある。そして、障害のある
ひと ふくし よさん きじゆん ひと
人の福祉にかかる予算がいくらか、基準がないとわからない、という人がいる。たし
かにそういう一面もあるが、それだけが正しいのではない。新法ができてからは、5年
か10年の間はたしかに予算は毎年増えるだろう。でも、必要なニーズが満たされた
ら、予算の伸びはおさまる。こうれいしゃ ちが しょうがいしゃ かず いてい
高年齢者と違い、障害者の数とわりあいは、ほぼ一定だ。

ねんだい こう しゃふくし ごーるどぷらん た
90年代に高れい者福祉でゴールドプランを立てたように、どこかで予算を沢山用意
ふじゅうぶん ちいき しょうがいしゃふくし じょうきょう ひつよう
して、不十分な地域の障害者福祉の状況をかえる必要がある。

なかにしいいん
【中西委員】

けつろん
○結論

こっこふたんきじゆん そつこくはいし
国庫負担基準は即刻廃止されるべきである。

りゆう
○理由

ぎむてきけいひか こっこふたんきじゆん き くに ざいせい
義務的経費化されたものについて国庫負担基準が決められるというのは国の財政
せきにん は あき
責任を果たしていないことを明らかにしている。

なかはらいいん
【中原委員】

けつろん
○結論

しちょうそん ひつよう しえんりょう かくほ しちょうそん きぼ しちょうそん ふたん
市町村が必要な支援量を確保するために、市町村の規模ごとに市町村の負担
じょうげんがく さだ こ ひよう くに とどうふけん ほてん しく
上限額を定めたいうえで、それを超えた費用については国や都道府県が補填する仕組み
かんが
が考えられる。

のはらいいん
【野原委員】

けつろん
○結論

こべつ ひつよう しえん こうてき ほしょう
個別ニーズはさまざま。必要な支援は公的に保障すべきである。

なんびょういりょうひ こうひふたんぶん ちほうちょうかふたん くに ちほう げんじょう
難病医療費の公費負担分の地方超過負担（国と地方＝5：5が、現状は3：7に
ただ かいしょう
なっている）は直ちに解消すべきである。

とくていしつかんいがい おお なんびょう まんせいしつかんかんじゃ こうがくりょうようひ じ こふたんじょうげん
特定疾患以外の多くの難病・慢性疾患患者は、高額療養費の自己負担上限
たか くる かんじゃふたんげんどがく おおはば ひ さ きゅうむ
が高いことで苦しんでいる。患者負担限度額の大幅な引き下げは急務である。

はしもといいん
【橋本委員】

けつろん
○結論

きゅうふ じちたい さいりょう こっこふたんきじゆん てつはい くに ざいげん ほしょう
給付を自治体の裁量にすべきではなく、国庫負担基準を撤廃し、国が財源を保障
すべきである。

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○結論

こっかふたんもとじゆんがく はいよ ざいげん きび じちたい くに しえん たいせい
国家負担基準額は廃止し、財源が厳しい自治体については国が支援できる体制
せいび
を整備する。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

こっかふたんきじゆん はいし ふく ばっぼんてき けんとう おこな しょうがいしゃじりつしえんほう
国庫負担基準は廃止を含めた抜本的な検討を行うべきで、障害者自立支援法
じっぴふたん さいきゅう みなお うえ しょうがいしゃかんけいよさん
の実費負担についても早急に見直すべきである。その上で、障害者関係予算の
こくさいすいじゆん みあ がく ぞうがく はか もんだいかいけつ みち
国際水準に見合う額への増額を図ることが、問題解決への道である。

りゆう
○理由

じりつしえんほう おうえきふたんはいし こんかん かか もんだい こくみんせろん こうちく ふく
自立支援法の応益負担廃止の根幹に係わる問題であり、国民世論の構築も含
わたし うんどう じゅうてんかだい
めて、私たちの運動の重点課題である。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○結論

こっかふたんきじゆん はいし
国庫負担基準の廃止。
ざいたくふくし ぎむてきけいひふたん
在宅福祉の義務的経費負担。

りゆう
○理由

してき じつたい
指摘のとおりの実態があるから。
はんれいじょう しえん こべつ ひつようせい ほしょう ばあいほう ばっぼんてき
判例上も支援は個別の必要性を保障しない場合違法とされており、抜本的な
せいどかいかく くに ちほうじちたい いほう いけん せきにん と
制度改革をしないと国や地方自治体は違法、違憲の責任を問われる。

ますだいいん
【増田委員】

○結論

こっかふたんきじゆんがく はいし
国庫負担基準額の廃止。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○結論

じゅうぶん ざいげん かくほ しょうらいてき こっかふたんきじゆん ふよう
十分な財源が確保されるならば将来的には国庫負担基準は不要となる。ただ

し、当面の課題としては、国として一定の財政的支援を明確にする観点から、国庫負担基準を維持しつつ、基準の引き上げを行う。また、基準を超える支給決定を阻害する要因である、財源不足やサービス提供事業者の不足等を解消するための施策を講じることが大切である。

最終的には、ケアプランをもとに、必要な支援量を認めるかたちでの支給決定とされるべき。

○理由

地域間格差の解消と必要な支給量の確保が重要であり、最終的には財源問題につきるものと考えられる。中長期的視野にたって、必要な支援決定のなされる仕組みに近づける努力が必要であると思われるため。

みつますいん 【光増委員】

○結論

国庫負担基準があるがゆえに、支給量の市町村格差が生じている。必要であれば国庫負担基準を上回る支給量を出せる制度にし、国庫負担基準を超える場合も、市町村に補助できる制度にすべきでないか。

○理由

一人暮らしをめざす人、グループホーム、ケアホームの生活をめざす人が必要な居宅介護等の支給量が確保できないと、地域生活が困難になる場合があるから。

もりいん 【森委員】

○結論

社会モデルによると、障害は社会との関係性から生ずる。そのように考えると、障害者支援の延長上にあるのは、誰もが暮らしやすい社会環境の構築であり、そのための一つひとつの支援メニューの充実が求められる。そこで、在宅サービスに関する支援メニューの充実を図るためには、安定した財源を確保して、地域の社会環境の充実を図る必要がある。

○理由

現行のシステムでは結果として、国庫負担基準が事実上のサービスの上限になっている。

やまもといいん
【山本委員】

けつろん
○結論

じょうげん
上限となつてはならない

りゆう
○理由

しえん しょうがいしゃ ほか びょうどう きほんてきじんけんきょうじゆ いじょう
支援はあくまで障害者が他のものと平等な基本的人権享受のためにある以上
じょうげん せってい ひつよう しきん くに ほしょう
上限など設定されてはならず、必要な資金は国が補償すべき

こうもくえふ くに ちほう やくわり
＜項目 F-5 国と地方の役割＞

ろんてんえふ
論点 F-5-1) げんざい しょうがいしゃせいどかいかく なか しせつ びょういん ちいきせいかつ
「現在、障害者制度改革の中では、「施設・病院から地域生活への
てんかん ちいき あんしん く ほうこう めざ いっぽう ちいき
転換」「どの地域であっても安心して暮らせる」方向が目指されている。一方、地域
しゅけんかいかく げんきんきゅうふ くに さーびすきゅうふ ちほう いっかつこうふきんか かんが
主権改革では「現金給付は国、サービス給付は地方」との一括交付金化の考
しめ しょうがいしゃふくしき さーびす かん くに ちほう やくわり かんが
えが示されている。障害者福祉サービスに関して国と地方の役割をどう考
か？

あさひないいん
【朝比奈委員】

○結論

しょうがいしゃふくしき さーびす ちいきかんかくさ おおきく くに やくわり いぜんとしてじゅうよう
障害者福祉サービスの地域間格差は大きく、国の役割は依然として重要。
ただし、それはさいていほしょう てん うえいと おく いき じつじょう とくしょく
ただし、それは最低保障という点にウエイトを置くべきで、地域の実情や特色に
さーびす しばる
あったサービスを縛るものではない。

あらいいん
【荒井委員】

けつろん
○結論

くに とどうふけん くしちょうそん やくわりぶんとん めいかく
国・都道府県・区市町村の役割分担を明確にするべきである。
くに きほんてき ほうしん しめ ちいき じしゅせい じりつせい そんちょう しょうがいしゃ
国は基本的な方針を示し、地域の自主性・自立性を尊重するとともに、障害者
しさく せいどせつけいしゃ せきにな お ぜんこくてき さーびす ほしょう
施策について、制度設計者としての責任を負い、また、全国的にサービスを保障す
かんてん かくじつ ざいせいそち こう せきにな お じゅうぶん よさん
る観点から、確実な財政措置を講じる責任を負うものである。さらに十分な予算
かくほ みとお た いっかつこうふきんか けんとう
確保の見通しを立てたうえで、一括交付金化についても検討するべきである。

ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃ みぢか じっししゅたい ちいき じつじょう りようしゃ
また、地方公共団体は障害者に身近な実施主体として、地域の実情や利用者の
にーず おう てきかく じぎょう じっし けんげん せきにな も ひつよう げんざい
ニーズに応じた、的確な事業を実施できる権限と責任を持つ必要がある。現在、
きょういく こよう ふくし ねんきん きょうさいとう しょうがいしゃ じりつせいかつ おお かか かくしゅしえん
教育、雇用、福祉、年金・共済等、障害者の自立生活に大きく関わる各種支援
しゅたい くに ろうどうきょく ねんきんきこう とどうふけん しちょうそん しゅちようぶきょく ふくし こよう
主体は、国（労働局、年金機構）、都道府県・市町村（首長部局（福祉、雇用）、
きょういくいいんかい やくわりぶんとん ぶんさん い く やくわり めいかくか はか
教育委員会）に役割分担が分散し、入り組んでいるので、役割の明確化を図る

べき。

りゅう
○理由

きほんてき ほうしん ぜんこく きょうつう ひつよう じゅうみん もっと みぢか
基本的な方針は全国で共通のものとする必要があるが、住民に最も身近な
そんざい くしちょうそん ちいき じつじょう おう ひつよう さーびす ていきょう
存在である区市町村が、地域の実情に応じて必要なサービスを提供できるように
していく必要がある。

なお、^{げんこう} 現行の^{ちいきせいかつしえんじぎょう} 地域生活支援事業のように、^{じゅうぶん} 十分な^{ほじょきん} 補助金が^{こうふ} 交付されず^{くしちょうそん} 区市町村に^{ざいげんふそく} 財源不足を^し 強いることのないよう、^{しん} 真に^{ひつよう} 必要な^{さーびす} サービスを^{ていきょう} 提供できるよう^{ざいげん} 財源を^{かくほ} 確保する^{ひつよう} 必要がある。

^{きんねん} 近年、^{くに} 国においては、^{ちほうこうきょうだんたい} 地方公共団体に^{あら} 新たな^{ふたん} 負担が生じる^{しゅう} 制度の^{せいど} 創設や^{そうせつ} 安易な^{あんい} 制度の^{せいど} 組み替えを、^く 突然^{かつ} かつ一方的^{とつぜん} に行うことが^{いっぽうてき} 多く^{おこな} 見られるが、^{おお} こうした^み 国の^{くに} 措置^{そち} により、^{つど} その^{ちほうこうきょうだんたい} 都度、^{こんらん} 地方公共団体は^{ざいせいうんえい} 混乱させられ、^{じゅうだい} 財政運営に^{ししょう} 重大な^{きた} 支障を来してきた。

^{ちほうこうきょうだんたい} 地方公共団体に^{あんていてき} において^{じぎょう} 安定的に^{えんかつ} 事業が^{じっし} 円滑に^{やくわりぶんたん} 実施できるよう、^{めいかくか} 役割分担を^{ひつよう} 明確化するとともに、^{ざいげん} 必要な^{かくほ} 財源が^{かくほ} 確保されなければならない。

いざわいいん 【伊澤委員】

○結論

^{ちいきしゅけん} 地域^{かけごえ} 主権の^{じぎょう} 掛け声のもとで、^{じっしすいじゅん} 事業の^{ここ} 実施^{ちほうじちたい} 水準を^{きけん} 個々の^{なしょなるみにまむ} 地方自治体^{げんせい} に^{せつてい} ゆだねるのは^{きほんてき} 危険である。^{さいていきじゅん} ナショナルミニマムの^{ざいげん} 厳正な^{くに} 設定^{きちん} が^{もつ} は^{どこ} けられるべきである。^{いて} 基本的には、^{さいていほししょう} 最低^{くに} 基準と^{やくわり} 財源は、^{やくわり} 国が^{やくわり} キチンと^{やくわり} 持つべき！（^{やくわり} 何処に^{やくわり} 居ても^{やくわり} 最低^{やくわり} 保証は^{やくわり} 国の^{やくわり} 役割）

○理由

^{ちいきかくさ} 地域^{くにぜんたい} 格差を^{とういつ} なくすために、^{さいていげん} 国^{すいじゅん} 全体の^{ひつよう} 統一の^{かんがえる} 最低限の^{かんがえる} 水準は^{かんがえる} 必要だと^{かんがえる} 考える。^{にほん} 日本のある^{ふくし} べき^{すがた} 福祉の^{くに} 姿^{さだめ} を^{じっし} 国として^{ぎむか} 定め、^{もとめる} その^{こんほんてき} 実施の^{こんほんてき} 義務化を^{こんほんてき} 求める。^{どこ} 根本的には、^{にほんこくみん} 何処に^{ひとしくしえん} 居ても^{きょうきゅう} 日本国民^な なのだから、^な 等しく^な 支援の^な 供給^な は^な 成されなければならない。

いしばしいん 【石橋委員】

○結論

^{こくみん} 国民の^{けんこう} 健康と^{さいていげん} 最低限の^{せいかつ} 生活の^{ほしょう} 保障が^{けんぽう} 憲法に^{しめ} 示されているので、^{くに} 国は、^{しょうがい} 障害^{しょうがい} 当事者^{とうじしゃ} 等の^{さんかく} 参画^{した} の^{きほんてき} 下に^{せいど} 基本的な^{さくせい} 制度を^{ざいげん} 作成、^{かくほ} 財源の^{じっししゅたい} 確保をし、^{じっししゅたい} その^{じっししゅたい} 実施^{じっししゅたい} 主体^{じっししゅたい} である^{じっししゅたい} 地方は、^{ちほう} 地域の^{ちいき} 特徴^{とくちょう} を^{とうじしゃ} 当事者が^{さんかく} 参画^{なか} した^{かみ} 中で^{けいかく} 加味し、^{じっし} 計画^{じっし} を^{じっし} 実施する。

○理由

^{しょうがいたうじしゃ} 障害^{かぞくおよ} 当事者と^{しえんしゃ} その^{つね} 家族^{さんかく} 及び^{さんかく} 支援者^{さんかく} が^{さんかく} 常に^{さんかく} 参画^{さんかく} する^{さんかく} という^{さんかく} ことが^{きほん} 基本。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

なしよなるみにまむ めいかく ちほう とくしゆせい い かたち くに ちほう やくわり
ナショナルミニマムを明確にし、地方の特殊性を生かす形で国と地方の役割
ぶんたん でき よ おも
分担が出来ると良いと思う。

りゆう
○理由

せいど なか くに ちほう やくわりぶんたん き しゅうし せいど なか
制度の中で国と地方の役割分担を決めることに終始するのではなく、制度の中で
くに ちほう やくわりぶんたん げんそく ちいきかくさ かいしょう くに
の国と地方の役割分担を原則としつつも、地域格差を解消していくための国の
やくわり めいかく ひつよう けいざいてき た ちいきざいじゅう しょうがいしゃ
役割を明確にしていくことが必要。経済的に立ちゆかない地域在住の障害者が
「自分の暮らしたい生活」をあきらめないような柔軟な制度を国と地方とで工夫して
じぶん く せいかつ じゅうなん せいど くに ちほう くふう
いくことが求められる。そういった工夫の中に民間の知恵が生きる土壌も生まれてく
るのではないだろうか。

おおくほいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

しょうがいふくし ちいきしゆけんかいかく すす げんざい ちほう
障害福祉サービスにおいて、地域主権改革をそのまま進めれば、現在の地方の
げんじょう み かぎ おお こんらん すいじゆん れつか ちいきかんかくさ
現状を見る限り、その多くで混乱やサービス水準の劣化がもたらされ、地域間格差
がさらに拡大する危険があると考え。当分の間は、国としての一定水準の障害
かくだい きけん かんが とうぶん あいだ くに いっていすいじゆん しょうがい
福祉サービスを確保しながら、地方の主体的な成長を促す施策を講じる必要がある
ふくし かくほ ちほう しゆたいてき せいちょう うなが しさく こう ひつよう
と考え。

なお、くに ちほう やくわり かん くに せきむ すいじゆん
なお、国と地方の役割に関しては、国の責務として「ナショナルミニマム」の水準
を定めて、そのいわゆる「上乘せ」「横出し」部分を（財源とともに）地方へ任せるか
たち かのぞ かんが
たちが望ましいと考え。

りゆう
○理由

わ くに ほうこうせい ちいきしゆけんかいかく ひてい ちほう とく
我が国の方向性としては、地域主権改革を否定するものではないが、地方（特に
しくちょうそん げんじょう かんが しょう ひと く いちじる ひく すいじゆん と
市区町村）の現状を鑑みると、障がいのある人の暮らしが著しく低い水準に留め
おかれてしまう危険性は高いと言わざるを得ない。また、しょうがいしゃせいどかいかく ちゅう くに
置かれてしまう危険性は高いと言わざるを得ない。また、障害者制度改革の中で、国
としてのナショナルミニマムのあり方と地域福祉の主体としての地方の役割・機能に
かん ぎろん ふじゅうぶん げんざい ちいきしゆけんかいかく さっきゅう すす きぐ
関する議論が不十分であり、現在の地域主権改革の早急に進めることには危惧
がある。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○結論

しょうがいふくし じかんかいご しちょうそん じっし ちいきかんかくさ
障害福祉サービスについては、24時間介護の1800市町村での実施など、地域間格差が
なくなるまでは国の施策として実施するべき。将来、それが達成した後であれば、全国
いちりつ たいけい ちほう さ きたぐに ふゆ ねんりょうひ なんごく
一律の体系ではなく、地方よっての差もありえる。北国では冬の燃料費、南国では
なつ れいぼうひ い ちいきさ たと じんこうみつど すく ちいき たいおう
夏の冷房費なども要るように、地域差、例えば人口密度の少ない地域への対応など。

りゆう
○理由

けんりじょうやく けんぽう じっし くに せきむ
権利条約や憲法にあるナショナルミニマムの実施までは国の責務のため。

おかべいいん
【岡部委員】

けつろん
○結論

ぜんごく いちげんか ひょう こじんたんい きゅうふ せいど いじょう くに
全国で一元化されたサービスの費用を個人単位で給付する制度である以上、国は
じちたいかくさ ちょうせい ふく ざい さいぶんばいきのう じく じちたい しきゅうけつてい
自治体格差の調整を含めた財の再分配機能を軸とし、自治体については支給決定
じむ えんご さいしゅうせきになん きほん やくわりぶんたん おこな
事務や援護の最終責任を基本とする役割分担を行うべきである。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○結論

- みにまむすいじゆん ほししょう くに おこな ちいき じつじょう おう ひつよう さーびす
・ミニマム水準の保障までは、国が行い。地域の実情に応じて、必要なサービス
きゅうふ ちほう おこな
給付は地方が行う。
- ちほう はんい しちょうそん ひろ いていじんこう ふくしきーびすけんいき せつてい
・地方の範囲は、市町村よりも広い一定人口をもとにした福祉サービス圏域を設定
し、基盤整備を効率的に推進するようにする。

りゆう
○理由

- ちほうしゆけん かんが かた しちょうそん たいりよくさ じんこう きばん ざいせい さ
・地方主権の考え方はよいが、市町村の体力差（人口、基盤、財政などの差）
はげ けっかてき かくさ もんだい ぜせい うえ じっし
が激しいため、結果的に格差になっている問題を是正した上で実施する。

おだじまいいん
【小田島委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃ さーびす くに せきになん
障害者のサービスは国が責任をもってやるべき。

りゆう
○理由

くに せきになん さーびす ちいき しょうがいしゃ くらせない
国が責任をもたないと、サービスのない地域では障害者は暮らせないので。

おのいいん
【小野委員】

けつろん
○結論

ぜったいとお
絶対に通すべきではない。

りゆう
○理由

げんじょう ちいきしゅけんかいかくほう とお ちいきかんかくさ
現状のまま、地域主権改革法が通ってしまったら、さらに地域間格差はひろがり、
せいどかいかく すとつぷ
制度改革そのものがストップしてしまう。またわが国は、福祉施策の国庫負担の地方
こうふきんか しっぱい こうこふたんきん もど けい
交付金化で失敗し、国庫負担金に戻した経緯がある。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○結論

けつかにてき ちいき さーびすないよう ちが おも
結果的に地域によってサービス内容が違うこともあってよいと思う。

りゆう
○理由

げんざい ぜんこくいちりつ せいど じつたい せいしんいりょう かぎ
現在まで、全国一律の制度であったはずの実態は、精神医療に限れば、
とどうふけん にゆういんしゃすう にゆういんきかん かくさ いりょうひ
都道府県によって入院者数、入院期間の格差ははなはだしくあり、医療費の
とどうふけんかくさ おお ざいげんはいぶん あき ふびょうどう みと こんぽん
都道府県格差も大きく、財源配分の明らかな不平等が認められる。これらは根本
みなお
から見直すべきである。

かわさき たつ いいん
【河崎（建）委員】

けつろん
○結論

くに しょうがいしゃせいどかいかく こつかぶろじえくと いちづ どうぜん さいせいてき
国が障害者制度改革を国家プロジェクトとして位置付けるならば、当然、財政的
うらづ おこな うえ じっさい さーびすきゅうふ ちいきかくさ ていきょう
裏付けを行うべきである。その上で実際のサービス給付が、地域格差なく提供でき
るのであればサービス給付は地方が行うべき。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃふくしき さーびす ちほう さいていげんまも きじゆん くに かつこ
障害者福祉サービスにおいて、地方が最低限守るべき基準は、国が確固たるも
つく
のを作るべきである。

りゆう
○理由

しょうがいしゃけんりじょうやく まも ちほう いちにん
障害者権利条約において守らなければならないものは、地方に一任されるもの

ではない。

きたうらいいん
【北浦委員】

○結論

しょうがいしゃせいど ちほう じゅうみん もと ふくし
障害者制度においては、地方は、住民のニーズに基づいて福祉サービスを
けいかくてき ていきょう せきむ しえん よう ひょう たい くに いってい わりあい
計画的に提供する責務があり、その支援に要した費用に対し、国は、一定の割合
も ざいげん ふたん やくわり いっかつこうふきんか ばあい ちほう
を持って財源を負担する役割がある。しかし、一括交付金化された場合には、地方の
しゅちょう さいりょう ざいげんはいぶん けつてい しょうがいふくし ひつようざいげん かくほ
首長の裁量で財源配分が決定されるため、障害福祉の必要財源が確保さ
れないおそ
れがある。

○理由

くに ちほう あた やくわり ちやくじつ こうかてき は ひつよう
国と地方は、それぞれの与えられた役割を着実かつ効果的に果たす必要がある。

くらたいいん
【倉田委員】

けつろん
○結論

しょうがいふくしぶんや きじゅん うんよう
障害福祉分野においては、ナショナルミニマムとすべきサービス基準と運用ルー
くに さだ いっかつこうふきん
ルは国で定めるべきであるし、一括交付金だろうとなんであろうと、そのナショナル
ミニマムを担保できるだけの財源は当然に国が確保すべき。地方の役割は、それら
たんぼ ざいげん とうぜん くに かくほ ちほう やくわり
を着実に執行することと、地域の事情にあわせて地方の創意工夫を活かし、将来
ちやくじつ しっこう ちいき じじょう ちほう そういくふう い しょうらい
のナショナルミニマムを創出するようなトライアルを重ねることである。

りゆう
○理由

ちほうぶんけん ちいきしゅけん ほんらい くに は せきにん やくわり
「地方分権／地域主権」というキーワードを、本来、国が果たすべき責任・役割
ほうき い わけ つか ちいきしゅけんかいかく あく はいとくこうい
を放棄する言い訳に使うのは、地域主権改革への“悪ノリ”であり、背徳行為であ
る。せいぞん せいかつ きそ しゃかいほしょうぶんや し い
生存や生活の基礎となる社会保障分野においては、A市では生きていけるが、
し い くに ひと せいぞん
B市では生きていけない、などということがあってはならず、国は「人の生存」につ
せつきよくてき さいてい かくほ せきにん きょうじ わす
いて積極的に最低ラインを確保する「責任」と「矜持」を忘れるべきでない。

こんどういん
【近藤委員】

けつろん
○結論

さーびすていきょう きじゅん ざいげん なしよなるみにまむ くに せきにん
サービス提供の基準や財源は、ナショナルミニマムとして国が責任をもつべきで
あり、そのうえ ちほう うわの よこだ おこな かんが
あり、その上で地方による上乗せ・横出しを行うべきであると考える。

さいとういん
【齋藤委員】

けつろん
○結論

ふくし ちいきしゆけん した すす しょうらいぞう ぜったい ひつよう
福祉サービス・地域主権の下で進められてるのは将来像としては絶対に必要で
ある。そのために財源の地域移行、地域での人材育成が前提である。それが全く
ふじゅうぶん なか いっかつこうふきん じゅうぶんふくし きょうきゅう ちいき う
不十分な中での一括交付金では充分福祉サービスが供給されない地域が生まれる
きけんせい だい
危険性が大きい。

しみずいん
【清水委員】

○結論

しょうがいふくしきーびす こべつきゅうふ ちゅうしん かん きほんてき くに やくわり
障害福祉サービス（個別給付を中心とする）に関しては基本的に国の役割で
あかんが
ると考えます。

たけばたいん
【竹端委員】

けつろん
○結論

ほか もの ひら まも さーびす ち おな ほ
「他の者との平どう」を守るサービスは、どの地いきであっても同じように保しよ
うされるべきもの（ナショナル・ミニマムやシビル・ミニマムにあたるもの）。なので、地方
じゆう なしよなる みにまむ しびる みにまむ ちほう
の自由にまかせるべきではなく、国として守るべき。地方にまかせるのは、それ以上の
じゆう くに まも ちほう いじょう
「よりよいサービス」をするためのやり方について、であるべき。

りゆう
○理由

しょうがい ひと けんり まも ぶぶん ちほう じゆう
障害のある人に権利として守られるべき部分までを地方の自由さいりょうにまかせ
てはいけない。ちほう ちほう どく はん うえ まも
地方が独りに判断してよいのは、上を守ったうえで、それいじょう
の「よりよいサービス」を作ろうとするところみ、である。このふたつをちゃんと分け
かんが ひつ
て考える必ようがある。

たなか のぶ いん
【田中（伸）委員】

けつろん
○結論

しんぽう しえん しょうがいしゃ きほんてきじんけん こうし ささ いち
新法における支援は、障害者の基本的人権の行使を支えるものとして位置づけら
れるべきである。したが くに ちほうこうきょうだんたい きょうりよく しょうがいしゃ しえんたいせい
って、国と地方公共団体は協力して障害者への支援体制を
こうちく くに ちほうこうきょうだんたい あんい やくわり ぶんたん さ
構築すべきである。国と地方公共団体の安易な役割の分担は避けるべきである。

理由

障害者の基本的な人権の保障の実質化は、国と地方公共団体が協力して行うべきである。例えば、財源については、国と地方公共団体とで適切な案分割合を定めた上で、障害者の生命・身体を保護するために必要な支援、精神的自由の行使を支える支援などに必要な費用は義務的給付とすること、支援計画の策定にあっても、最小限の共通項目を国レベルで定め、これに地域の实情に合わせた支援を上乗せできるようにするなどが考えられる。

【中西委員】

結論

生命生活の基盤を守るべきは国の義務である。

理由

地域主権改革でサービス給付は地方がすべての財政負担を行うという一括交付金の考え方は、現実には市町村に財源が投入される保障はないので、国が最重度の障害者の生活を守れる制度を国民に保障すべきである。

【中原委員】

結論

国が施策を通して最低限保障すべき基準(ナショナルミニマム)を定めた上で、その上乗せ部分を地方の取り組みに任せる仕組みが望ましい。

理由

地域が主体的に創意工夫のもとにサービスを提供していくという趣旨には賛同する。しかし、わが国の現状において地域主権改革の考え方がそのまま進めば、サービスの質の低下や地方間格差が拡大される可能性が大きい。

【野原委員】

結論

地域財政力は、自治体ごとにさまざま。支援の地域格差を生む最大の原因になっている。地域主権改革でも福祉に関わる財源は国からの指定財源とし一般財源化しないようにすべきである。「施設・病院」と「地域生活」の二者択一では安心

して暮らせる課題は解決せず、地域で安心して暮らせるためにも、必要な時に入所したり入院治療ができる施設・病院の確保、これらの社会資源を障害の実情に応じてコーディネートできる支援員や相談体制、地域ネットワークなどの確保のため、広域の視点も不可欠。国、地方が一体となって支えるしくみがあってこそ、「どの地域であっても安心して暮らせる」が実現できる。

はしもとしいん
【橋本委員】

けつろん
○結論

地域においては、サービス提供者の増員に関する具体的な政策を、国において長時間サービスを実現する財源の確保をお願いしたい

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○結論

障害者支援の最低基準は国が定め、国の責任で行う。すなわち、財源などの理由でその最低基準を実施できない地域については、国が支援策講ずることが求められる。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

地域のことは、住民が決める「地域主権」への転換に意義を唱えるものではないが、地域の障害者施策の義務規定や当事者参加の規定までが自治体の裁量に委ねられることで、地域間格差がさらに増大することになる。また、一括交付金化によって、障害者施策が縮減されてはならない。むしろ国は今、障害者制度改革の立場から言えば、率先して地域生活中心のサービスと財政構造への転換を進めなければならぬ時である。

りゆう
○理由

この地域主権推進一括法案が国会で決められれば、障害者の権利の後退をまねげんざいすいしんかいぎぶかいぎろんせいどかいかくおおえいきょうることは必至である。

ふじいいいん
【藤井委員】

けつろん
○結論

ちいき そういくふう い 地域の創意工夫は活かすべきであるが、ふくし 福祉サービスにおいても、ちほう まも 地方が守るべき
さいてい きじゅん くに もう 最低の基準は国が設けるべきである。(※個別に付与される せいきゆうけん 請求権、ナショナルミ
ニマムなど)。

りゆう
○理由

じちたい ざいせいじじょう おお へだ 自治体の財政事情には大きな隔たりがあり、また せいさく じゅうてん とくちょう 政策の重点にも特徴がある。
こうした じょうたい しょうがいしゃせいさく じちたい ゆだ ばあい しょうがい ひと ほか もの
びやうどう かくほ むずか 平等の確保は難しくなるため。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○結論

くに しょうがいしゃ いのち せいかつ まも けんぼうじょう ぎむ 国は障害者の命と生活を守る憲法上 の義務があり、「サービス 給付は地方」
かなが ゆる との考えは許されない。

りゆう
○理由

しょうがい みずか せんたく お 障 害は、自らの選択で負うものでなく、いちぶ ひと こていてき へんざい ふこうへい
ものであり、けんぼう ほう もと びやうどう せいぞんけん こじん そんげんほしょう しょうがいしゃしえん
は国の行なうべき 最も基本的な義務である。

ますだいいん
【増田委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃしえん さいていきじゅん くに さだめ くに せきにん おこなう じちたい ちいき
障 害者支援の最低基準は国が定め、国の責任で行う。自治体はその地域の
じつたい あわせ てさいていきじゅん うわのせ おこなう
実態に合わせて最低基準の上乗せを行う。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○結論

さーび すていきょう きじゅん ざいげん サービス提供の基準や財源については、くに せきにん いじ
その上で地方による上乗せ・横出しを促進する仕組みとするべきである。
うえ ちほう うわの よこだ そくしん しく
かくちいき さーびす こうへい せいび ほしょう くに かんし ひつよう
各地域においてサービスが公平に整備され保障されるよう国として監視し、必要
おう しえん せきにん ひつよう
に応じて支援する責任をもつ必要がある。

りゆう
○理由

けんりじょうやく かか じこう じつげん くに なしよなるみにまむほしょう
権利条約に掲げられる事項を実現するためには、国のナショナルミニマム保障
わくぐ なか じつげん じこう ちほう どくそうせい どりよく ほかん
の枠組みの中で実現されるべき事項、さらに、地方の独創性や努力によって補完
れるべき事項があるように思われる。そのため、国及び地方それぞれの責任を明確
にしつつ、どの地域でも一定のサービスが保障される体制を構築するべきであると
かんが
考えるため。

みつますいん
【光増委員】

けつろん
○結論

いつてい ししん しょうがいふくしけいかく ざいげん うら くに せお
一定の指針(障害福祉計画)による財源の裏づけは国が背負うこととなるが、
ちほう じじょう ていきょう はば しょう ひてい しょうがい
地方の事情によりサービス提供に幅が生じることは否定しない。ただし、障害
ふくしけいかく すうち も じょうげん たと しば しょうがいふく
福祉計画の数値を以って上限となつてはならない。例えば、縛り60%(障害福
しけいかく ちほうさいりょう ていど もと
祉計画をミニマムレベル=ナショナルミニマム)・地方裁量40%程度(ニーズに基
づいたマキシムレベル)等の弾力性を持たした枠組みを検討・議論すべきである。

りゆう
○理由

ちいきしゆけん ひてい ちいき いつてい ていきょう けんりほ
地域主権を否定しないが、どの地域でも一定のサービスが提供される権利保
しょう かんてん いつてい ていきょうしひょう せつてい ひつよう
障の観点から、一定レベルのサービス提供指標を設定する必要がある。その
ぜんてい ちいきとくせい かみ ちほうさいりょう ちいきかんかくさ
前提で、地域特性を加味した地方裁量であれば、それは地域間格差にはならない。
また、「安心して暮らせる指標」を設定していくことは、障害福祉計画とリンク
させていく根拠となる。

もりいん
【森委員】

○結論

しせつ びょういん ちいきせいかつ てんかん はか ちいき あんしん く しすてむ
施設・病院から地域生活への転換を図り、地域で安心して暮らせるシステ
ムこうちく しょうらい よそう いりょう かいご ざいげん おおはば さくげん
の構築は、将来、予想される医療や介護にかかる財源の大幅な削減につな
ることである。ただし、そのシステムの構築までの過程においてさまざまな困難が生
じることが予想される。

げんざいただち ちいきしゆけんかいかく さーびすきゆうふ せきにん ちほう
現在直ちに、地域主権改革によってサービス給付の責任が地方にもたらされる
じょうきょう ちいき かくさ しょう ふあん かん ちほうじちたい りきりょう
状況になれば、地域の格差が生じるという不安を感じる。地方自治体の力量に
ばらつきがみられる現状げんじょうにおいては、地域主権改革への不安の方が大きい。ただ

ちいきしゆけんかいかく こんご なが じゅうぶん そうてい ちほう
し、地域主権改革は今後の流れとしては、十分に想定しうることであるので、地方
じちたい せんもんてき ちしき ぎりょう ゆう しょくいん さいよう そくしん はか ぜひ
自治体に専門的な知識と技量を有する職員の採用の促進を図ることが是非
もと しょうがいしゃふくしきーびす ちほう まも きじゆん くに
とも求められる。また、障害者福祉サービスにおいては、地方が守るべき基準は国
が設けるべきである。

○理由

ちほうじちたい ざいせいとう おお かくさ しょうがいしゃせさく おく
地方自治体の財政等の大きな格差があること、障害者施策が遅れていること、
なに じんけんほしょう かくさ
何よりも人権保障に格差があってはならない。

【山本委員】

○結論

くに せきにん も くに しきゆう ちほう きゆうふ
国が責任を持つべきであり、国が支給し地方が給付するとすべき

○理由

けんぽう しょうがいしゃけんりじょうやく もと ほか びょうどう きほんてきじんけんきょうじゆ
憲法および障害者権利条約の求める他のものと平等な基本的人権教授のた
しえん
めの支援であるから

ろんてんえぶ しょうがいしゃけんりじょうやく だい じょう う すいしんかいぎ ちいきせいかつ
【論点 F-5-2） 障害者権利条約の第19条を受けて、推進会議では「地域生活の
けんり めいぶんか もと いけん たすう ちいき じつじょう とくしよく さーびす
権利の明文化」を求める意見が多数であった。地域の実情や特色にあったサービス
ていきょう ちいきせいかつ けんり たんぽ なしよなるみにまむ かつ
提供と、この「地域生活の権利」を担保していくためのナショナルミニマムのあり方
についてどう考えるか？

いざわいいん
【伊澤委員】

○結論

せんじゆつ ちいきかんかくさ かいしょう じゆつ ぜんこくいちりつ さいていきじゆん
先述のとおり地域間格差を解消していく術として、全国一律の最低基準
は設定すべき、それを上回る部分として地域の実情や特色を物語る施策サービス
せってい うわまわるぶぶん ちいき じつじょう とくしよく ものがたるしさくさーびす
であるべき。基本的視点は、国の何処に居ても生活ができる仕組みが必要である。
きほんてきしてん くに どこ せいかつ できるしくみ ひつよう
その要素は、その地域における人々の暮らしと同じように暮らせることを保障すると
ようそ ちいき ひとひと くらし おなじ くらせる ほしょう
かんがえればよい おもう
考えれば良いと思う。

○理由

すむちいき くらしかた ちがい ある とうぜん ちいき くらしかた
住む地域によって暮らし方に違いが有るのは当然である。その地域での暮らし方につ
いて差別や不当な扱いを受けないことが大切である。
さべつ ふとう あつかい うけない たいせつ

いしばしいん
【石橋委員】

○結論

なしょなるミニマムは必要と考えますが、「地域生活の権利」としてではなく、生活
ほご ふく けんとう ひつよう かんが
保護を含めての検討が必要と考える。
せいど たよ ちいき かてい ちから うしな しんぱい
制度にだけ頼ると「地域」や「家庭」の力が失われる心配もある。

○理由

だいとし ちほうとし みっしゅうち かそち かんきょう おう ないよう
大都市、地方都市や密集地、過疎地それぞれの環境に応じた内容のナショナルミ
ニマムにしないと住むところに制約を受けることになる。生活保護法で対応できない
しょうがいしゃ とくべつ ひと
だろうか。障害者は特別な人ではない。

うじたいいん
【氏田委員】

○結論

そうごうふくしほう ちいきせいかつ けんり ほしょう ほうりつ ちいきせいかつ
総合福祉法は「地域生活の権利」を保障するための法律であり、「地域生活の
けんり めいぶんか いじょう しょう おも ちいき せいかつ
権利」を明文化する以上、障がいも重くとも地域で生活することができるだけの

ふくしきサービスを保証することが国の責務となり、ナショナルミニマムとなる。

【大久保委員】

○結論

実定法といえる総合福祉法に「地域生活の権利」をそのまま明文化することには疑問がある。その権利を明文化した場合は、最終的にはその保障が国の責務となり、国と地方の関係を基本的に見直すことにはなるのではないかと考える。現実的には、確実に地域生活を推進していく上での国として講ずべき施策が何であるかを検討していくことになると考える。

【大濱委員】

○結論

24時間必要な人には、24時間の介護サービスが、10時間必要な人には10時間の介護サービスが、全国1800市町村にいわたること。

【岡部委員】

○結論

サービスの選択権及び必要な受給量の確保のためには、その人のライフスタイルに添った当たり前の暮らしとしての「地域生活」を権原とする必要がある。

○理由

たんなる抽象的な「生存権の確保」や政府／地方政府による「援護の義務」を根拠とすることでは、画一的で低コストの集団処遇／入所施設という選択を強いられ、対抗できないため。

【門屋委員】

○結論

国は「地域生活の権利の明文化」と地域生活条件を満たすナショナルミニマムを、所得保障などで示すべきと考える。

○理由

障害者のある国民と障害のない国民と平等であるためには、富の分配を年金

という形で所得保障し、重度であれば加算を、働けない障害であれば加算を、賃貸住宅を利用するのであれば加算を・・・といった形で支給するなどしてはいかがでしょうか。

某国では働けない障害者でも年金から税金を払うことで納税者として国民の義務を果たさせることにより、対等性を担保するということのように、サービスを地方が責任を持つのであれば、現金給付によって国は障害者の国民としての最低保障を考えるべきではないでしょうか。

【河崎（建）委員】

○結論

福祉国家を目指すという確固とした国家的宣言が必要。

○理由

わが国のこれまでの障害者福祉制度は決して満足できるものではない。西欧を見習って不足しているサービスの展開を図るべきと思う。それは国民の生きる権利の行使に他ならないから。一方為政者には福祉予算削減の意図が明らかであり、そのための議論は権利条約に背を向ける行為である。よって、障害者に対し国なり地方公共団体が「地域生活の権利」を侵害することのないような縛りをはめることが大事である。

【川崎（洋）委員】

○結論

国は「地域生活の権利」について基準を設けるべきである。

○理由

地域の実情や特色にあったサービスの提供は、人手がないからサービス料が減るということにつながってはならない。

【近藤委員】

○結論

サービス提供の基準や財源は、ナショナルミニマムとして国が責任をもつべきであり、その上で地方による上乘せ・横出しを行うべきであると考えます。

さいとういん
【齋藤委員】

けつろん
○結論

F-5-1)とも絡んで地域生活を保障していくための地域自治体単位でナショナルミニマムをまず国が作ることは現在のようなサービス供給や財源力地域間格差が大きい中で絶対に必要である。

しみずいん
【清水委員】

○結論

少なくとも一人ひとりが価値的存在として地域で生きていくことの保障は、きちんと国がしていかななくてはならない。一人ひとりの存在を地域で含みこみ、みんなで地域を豊かにしていくことについては、ちいきのみんなで考え地域の実情や方策にあった対応が必要。

たけばたいん
【竹端委員】

けつろん
○結論

「たの者との平どうのくらし」の保しょうは、「地いきの実じょう」よりも、ゆうせんして考えるべきである。

りゆう
○理由

「地いき生かつの権利」とは、「どこで、だれと、どのようなくらしをするか」を本にんが決められる権利である。これはどの地域であっても、ほしょうされなくてはいけない。「この地域ではこういう重い障がいの人はいくらせません」という言いわけのために、「地いきの実じょうや特しよく」が使われてはならない。

たなか のぶ いん
【田中（伸）委員】

けつろん
○結論

「地域生活の権利」は内容が漠然として不明確であるので、その具体的内容となる柱を検討し、新法に明示すべきである。地方公共団体では、新法の内容を基本とした上で、「横出し」または「上乘せ」の措置を講じることができるようになるべきである。

りゆう
○理由

なしよなるみにまむ せつてい しんぽう ないよう めいじ おも
ナショナルミニマムの設定は、新法の内容として明示すべきであるが、その主な
ないよう かのう かぎ ぐたいてき めいじ じゅうきよ かくほ しゅうろう しゅうがく
内容を可能な限り具体的なものとして明示すべきである（住居の確保、就労・就学
ば かくほ いどうしえん こみゆにけーしょんしえん しょうがいしゃ にちじょうせいかつ さき しえん
の場の確保、移動支援、コミュニケーション支援、障害者の日常生活を支える支援
たいせい こうちく さい ちいきせいかつ けんり ないよう しゃかい けいざいじょうたい
体制の構築など）。その際、「地域生活の権利」の内容が、社会の経済状態や、
しゃかい しんてん ともな へんか う こうりよ ないよう げんじてん かんが
社会の進展に伴って変化し得るものであることを考慮し、その内容は現時点で考
えられるおもものを例示したものであることを確認すべきである。

なかにしいいん
【中西委員】

けつろん
○結論

しょうがい どうせだい こくみん どうとう せいかつ いとな ちいきせいかつ
障害をもっている同世代の国民と同等の生活を営むことは地域生活の
けんり しょうがいきほんほう さべつきんしほう なか めいき
権利として障害基本法と差別禁止法の中で明記されるべきである。

りゆう
○理由

さいばん しほう ほしょう りっぽうふ
裁判によって司法においてもそれが保障されるように、また立法府においても、
こくみん しゅけん ひと ほしょう けんぽう じょう こくみん けんこう
国民の主権の一つとして保障されるべき。憲法25条の「すべて国民は、健康
ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり ゆう じょうぶん かいしゃく ちいき
で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の条文の解釈を、地域
せいかつ けんり じだい そ かたち かいしゃく なお ひつよう せんご ねんた
生活の権利として時代に沿う形で解釈し直す必要がある。戦後50年経って
けんこう ぶんかてき せいかつ いしき へんか しょうがいしゃ どうせだい こくみん
健康で文化的な生活の意識も変化してきているので、障害者が同世代の国民と
どうとう せいかつ けんり じょう かいしゃく ふへんか
同等の生活をおこなう権利というものとし、25条の解釈として普遍化すべきで
ある。

なかはらいいん
【中原委員】

けつろん
○結論

りねんほう じっこうせい しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう ちいきせいかつ
理念法ではなく実効性をもつ障害者総合福祉法（仮称）において地域生活の
けんり めいぶんか ぎもん ぐたいてきしやく とお ちいきせいかつ すいしん
権利をそのまま明文化することには疑問がある。具体的施策を通して地域生活を推進
していくことが重要であると考えらる。

のはらいいん
【野原委員】

けつろん
○結論

なんびょう しょうがいしゃ けんり しんがい じれい ぜんこく ふふくもう
難病・障害者の権利が侵害されている事例については、全国どこからでも不服申

た し立てができ、それを審査・是正できる けんげん をもち とうじしゃ さんかく きかん そうせつ 当事者も参画した機関の創設が ひつよう 必要。

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃじりつしえんほうそしょう けいか ごういぶんしょ ないよう こうりよ くに 障害者自立支援法訴訟の経過や合意文書の内容なども考慮して、国としての さいていきじゅん 最低基準（ナショナルミニマム）については、こくみん 国民としてのごうい けいせい 合意を形成していくこと が こんご さぎょう もと 今後の作業として求められよう。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

すいしんかいぎ してき けんりじょうやく て てきかく かんが だれ ゆう 推進会議の指摘は、権利条約に照らしても的確なものと考え。誰もが有する ちいき く けんり じつげん ひつよう ざいげん かくほ ざいせいじょう そち こう 地域で暮らす権利の実現をめざし、必要な財源の確保、財政上の措置を講ずること が ひつよう 必要である。実態に即したサービス 提供 や ナショナルミニマムのあり方につ いての理論構成はすでに明確であり、まとめていくための仕組みづくりと、しみんごうい 市民合意の けいせい む けいせい む ていねい と く もと 形勢に向けての丁寧な取り組みが求められる。

りゆう
○理由

わたし すす こんご かいかく きほん とうじしゃ けんきゅうしゃ 研究者と 私たちが進めている今後の改革の、基本をなすところである。当事者や研究者と も いっそうれんけい ふか りっぽうか む うんどう すす 一層連携を深めて、立法化に向けた運動を進めていかなければならない。

ふじいいいん
【藤井委員】

けつろん
○結論

ちいき そういくふう すいしょう な もと ちいきせいかつ けんり たんほ 地域の創意工夫は推奨すべきであるが、その名の下に、地域生活の権利を担保する ためのサービスや施策が しさく こうたい ゆる 後退することは許されない。ナショナルミニマムの規定は言う までもなく、こべつ せいきゅうけん かくほ かぎ だい じょう じっしつか は 個別の請求権が確保されない限り第19条の実質化は果たせないのではな

いか。

りゆう
○理由

ちいきせいかつ けんり じょうやく めいき くに かくほ きじゅん めいかく 地域生活の権利は条約に明記されており、国はこれを確保するための基準を明確 も けんりじょうやく ひじゅん もっと と じょうこう ひと に持つべきであるため。権利条約の批准にあたっては、最も問われる条項の一つで ありう。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃ ちいき く おな く けんり いみ
障害者がどの地域で暮らしても同じように暮らせる権利という意味である。

りゆう
○理由

しょうがいしゃじりつしえんほう ちいき じつじょう とくしよく ていきょう こうじつ
障害者自立支援法で「地域の実情や特色にあったサービス提供」との口実
でろくな事が行なわれていない。

しょうがいしゃふくし ぶんや ちいき じつじょう ちいき ひつよう どくとく
障害者福祉の分野でほんとに地域に実状にあったその地域だけで必要な独特
の支援がどれほどあるだろうか。

よ しえん ほか ちいき えんよう せんくてき と く いみ
良い支援なら他の地域でも援用できる先駆的な取り組みという意味であって、そ
の地域だけに必要な支援ではない。

ますだいいん
【増田委員】

○結論

ちいき じつじょう まえ ぜんこくてき たちおくれて しゃかいしげんせいび もとめられて
地域の実情の前に、全国的に立ち遅れている社会資源整備が求められている。
ちいきせいかつ あんしん おくる なしよなるみにまむ めいかく ちいき
地域生活を安心して送るためのナショナルミニマムを明確にし、地域ではそれに
うわのせ かたち しえんていきょう おこなう
上乗せする形で支援提供を行う。

みうらいん
【三浦委員】

けつろん
○結論

どうよう
F-5-1と同様。

みつますいん
【光増委員】

けつろん
○結論

ちいき じつじょう とくしよく ていきょう かた
「地域の実情や特色にあったサービス提供」とナショナルミニマムのあり方に
あたっては、こくみんせいかつ ちいきじゆうみん せいかつじつたい こべつぐたいてき
国民生活や地域住民の生活実態と、個別具体的なサービスによ
って実現される生活との比較分析、討議によって決定されるべきである。

りゆう
○理由

こくみんてきさいていげんせいかつ ほししょう せつてい
ナショナルミニマムとは、国民的最低限生活保障であり、その設定にあつ
けんとうたいししょう ひかくたいししょう しつりよう たか じたい
て検討対象としたり、比較対象とすべきは、サービスの質量の多寡それ自体や、

サービス利用者間のサービスの質量の多寡ではなく、国民生活、地域住民の生活実態でなければならない。

ナショナルミニマムの決定に当たっては、当事者参加、決定の根拠の明示、公開性の確保がなされなければならない。

「地域の実情や特色にあったサービス提供」であっても、権利性がなければ、到底ナショナルミニマムにならない。

「地域の実情や特色にあったサービス提供」が、周辺地域や、周辺ではない他の地域へと、波及・拡大していくのを支える制度的な仕組みが必要。

決定された保障内容(サービスの種類・量)の消費によって実現される個人の生活に対して、国家の介入は避けなければならない。

もりいん 【森委員】

○結論

地域の創意工夫は推奨すべきであるが、その名のもとに、地域生活の権利を担保するためのサービスや施策が後退することは許されない。ナショナルミニマムの規定は言うまでもなく、個別の請求権が確保されない限り第19条の実質化は果たせないのではないか。

○理由

地域生活の権利は条約に明記されており、国は、これを確保するための基準を明確に持つべきであるため。権利条約の批准にあたっては、最も問われる条項の一つである。

やまもといん 【山本委員】

○結論

19条を具体化するため国が責任を持つべき

○理由

人権問題だから

こうもくえふ た
＜項目 F-6 その他＞

ろんてんえふ ぶんやえふ ちいきせいかつ しげんせいび た ろんてんおよ いけん
論点 F-6-1) 「分野 F 地域生活の資源整備」についてのその他の論点及び意見

いざわいいん
【伊澤委員】

○結論

せんじゆつ ふくすう ようそ じげんりつぽう きんきゆうせいび じっし よう
先述のとおり複数の要素をもった時限立法による緊急整備を実施する。要は
けんりじょうやく ひじゆん たりうる じょうけんづくり やまのいせいむかん そうごうふくしぶかい
権利条約の批准に足りうる条件づくりである。山井政務官が総合福祉部会
だいいっかいぼうとう はっした せかい ほこれるにほん しょうがいしゃふくし ついきゆう
第一回冒頭で発した「世界に誇れる日本の障害者福祉」を追求していくために
ひつよう そち かんが
も必要な措置と考える。

○理由

ざいげん もんだい こくみんふくめてみな かんがえるひつよう ある ちいき なか きちん はなされる
財源の問題は、国民含めて皆で考える必要が有る。地域の中でキチンと話される
しくみ あれば こうりつよくすすむ き ふくめじりつしえんきょうぎかい
仕組みが有れば、ことは効率よく進むような気もする。それも含め自立支援協議会には
きたい にほん しょうがいしゃふくし かがやき まこと
期待をもつ。いずれにせよ日本の障害者福祉に輝きをもたらす、真の改革であれ！

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

しょうがいきそねんきん げつがく えんていどぞうがく ひつよう
障害基礎年金を月額25,000円程度増額する必要がある。

りゆう
○理由

しょうがいしゃじりつしえんほう ふたいけつぎ しゅうにゆう ふ めいじ しょうがい
障害者自立支援法の付帯決議で、収入を増やすことが明示されているので、障害
きそねんきん あっぶ さっきゆう けんとう
基礎年金をアップすることを早急に検討してほしい。

かわさき たつ いいん
【河崎（建）委員】

けつろん
○結論

ちいきせいかつ にゆうしょ にゆういん ついご かん
「地域生活」を「入所、入院」の対語としてとらえている感じがある。このよう
ねが しょうがいしゃしえん しゃかいか きーわーど こっかてきぶろじえくと
なことのないよう願う。「障害者支援の社会化」をキーワードに、国家的プロジェクトとして
せいおうな ふくしこっか めざ ひつよう
西欧並みの福祉国家を目指すことが必要。

さかもといいん
【坂本委員】

けつろん
○結論

しょう かた せいかつぜんたい ふくし こんなん
障がいのある方の生活全体を福祉サービスですべてカバーすることは困難で

あり、いろいろな立場の人が協力しあって、「支え合う」地域づくりにも力を入れるべき。

この「支え合う地域づくり」については、高齢者福祉分野や児童福祉分野においても必要性が高まっているので、地域包括支援センターや認知症サポーターなども活用すればよいし、福祉分野に限らず、幅広い観点から行えるように、国においても各関係省庁や関係機関が連携するようお願いしたい。

また、そうした「支え合いの地域づくり」の土台として、鳥取県の「あいサポート運動」のような、すべての国民が障がいについて理解するような普及啓発運動も必要と考える。

（鳥取県の「あいサポート運動」については、別添資料及びパンフレット等を参照。）

○理由

障がいのある方の生活全体を福祉サービスだけでカバーすることは困難である。すべての国民が障がいを理解し、一人ひとりがお互いを尊重し支え合うような社会を社会基盤として意識的に整備することが、障がいのある方もない方も暮らしやすい社会につながる。（バリアフリー住宅などで実証済み）

【清水委員】

○結論

たいへん障害の重い人たちは処遇（保護）されてきたわけではありません。新しい価値観の社会、地域を生み出していく主体者として、「要る人」として、一緒に立ち上がってきました。そのことを推し進めていくしくみを。

○理由

30年前の青葉園基本理念を参考資料とさせていただきます。幼稚なものかもしれませんが青葉園の本人たちは西宮で30年以上まちを変え続けて生きてこられました。

【中西委員】

○結論

今後の改革とその実施において、資金源と必要な人員を糾合する必要がある。

りゆう
○理由

ざいせいてき こんぽん かいかく ざいげん じんいん かくほ こんご
財政的な根本のその改革に財源と人員を確保しなければ、そのためには今後
ふひつよう もんぶしょう とくしゅきょういくか しょうがいふくしぶ きかくかしせつかんりしつ ちいき
不必要となる文部省の特殊教育課、障害福祉部の企画課施設管理室、それに地域
しえん たんとう しょうがいふくしか ぶきょくとう おさむあわ いま すいしんしつ
支援に担当している障害福祉課の部局等を統合して、今の推進室を
すいしんきょく かくあ じゅうらい ぶきょく よさん あら きょく いかん
推進局に格上げして従来の部局でつかわれていた予算を新たな局に移管する。
じんいん あら すいしんきょく いかん しさく
人員も新たな推進局に移管するという施策をとるべきである。

のはらいいん
【野原委員】

けつろん
○結論

1. 「難病対策要綱」(事業主体は都道府県)の果たしてきたやくわり ほんかくてき
そうかつ ひょうか おこな しんぽう けいしやう いりようてきふくしてきそち あき
総括・評価を行い、そこから新法で継承すべき医療的福祉的措置を明らかに
すること。
2. 難病・障害者の災害時支援体制整備策定を地方に求めることが必要。
なんびょう しょうがいしゃ さいがいじしえんたいせいせいびさくてい ちほう もと ひつよう

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○結論

ほう もと ひらとう げんそく た おも しょうがい も ちいき にんげん
法の基の平等の原則に立ち、どんなに重い障害を持って地域で人間らしい
せいかつ じつげん ほしょう しげん せいび ひつよう
生活が実現できること保障できる資源の整備が必要である。

りゆう
○理由

とも い もの せきむ
共に生きる者の責務であるから

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○結論

1. 住宅施策 じゅうたくしさく
2. 所得保障 しょとくほしょう
3. ホームヘルパーの充実 じゅうじつ
4. いつでも、どこでも、誰でも安心して利用できるソフト精神科救急システム確立 だれ あんしん りよう せいしんかきゅうきゅう かくりつ
5. ひとりひとりの障害者がその人らしく生きている姿が、最大の教育であり啓発 しょうがいしゃ ひと い すがた さいだい きょういく けいはつ
だと思おう おも
6. 空気を吸うように、食事をするように、ひとりひとりの障害者を含めた人が、 くうき す しょくじ しょうがいしゃ ふく ひと

しゃかいこうけん してん だいじ おも
社会貢献できるという視点をもつことが大事だと思

7. 総合病院の中に精神科が必要

8. 社会的入院者の解放、精神科病床の削減、いわゆる差別的な精神科特例を
見直し他科並みのスタッフ配置、国民にとって安心して利用できる国民の精神科
医療にするための診療報酬値上げ

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

ここでの設問にもある「地方主権改革」については、部会としても議論し、国に向
けての要望を早急に提出すべきと考える。

りゆう
○理由

ぜんじゆつ
前述のとおりである。

みつますいいん
【光増委員】

けつろん
○結論

① 国庫補助のグループホーム等の施設整備費（創設と修繕）の補助金の増額
と補助件数を増やす必要がある。又NPO等でも国庫補助が受けられるように検
討してほしい。

グループホームを一定数運営する事業者には、地域生活支援センターを併
設し運営する補助金を創設してほしい。特に入所施設を閉鎖して地域生活
支援を行っている事業者には優先的に地域生活支援センターを併設して
ほしい。

きよじゆうけいたい さいへんろんぎ ひつよう
居住形態の再編論議が必要である。

グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、自立訓練（生活訓練）（宿泊型）
等の居住型の規模、定員、運営形態、支援形態などを再考すべきである。

② まだ地域によってグループホームを開設する時に反対運動がおきているところ
がある。残念である。また開設にあたって地域住民の同意、又は同意書の提
出を求めている自治体もあるので問題である。

りゆう
○理由

① 国庫補助のグループホームの施設整備の協議は都道府県、政令市、中核市

が 行 っ て い る が、 自 治 体 間 の 格 差 が 生 じ て い る。 グ ル ー プ ホ ー ム を 全 国 で 大 幅
に 増 や す 必 要 が あ る。

居 住 の 保 障 と 地 域 生 活 を 支 援 す る た め の 地 域 生 活 支 援 セ ン タ ー を 全 国 に
配 置 す る 必 要 が あ る。 地 域 の 相 談 支 援 事 業 者 と 連 携 し て、 地 域 生 活 へ 移 行 し
た 人 が 孤 立 し な い よ う な 支 援 が 必 要 と さ れ て い る。 居 住 体 系 の 見 直 し で は、 規
模 と 利 用 定 員 も 含 め て 再 編 す る 必 要 が あ る。 現 在 の 基 準 で は、 都 道 府 県 知 事
が 認 め れ ば 1 ユ ニ ッ ト (1 居 住 居) 1 0 名 を 3 ユ ニ ッ ト 連 結 さ せ る 建 物 が 作 ら
れ て い る 所 が あ る。 ま た 建 物 が 独 立 し て い れ ば 同 一 敷 地 に 3 棟 並 べ る こ と も 制
度 上 可 能 で あ り、 こ れ で は 入 所 施 設 の 定 員 3 0 名 と 変 わ ら な く な っ て し ま う。 グ
ル ー プ ホ ー ム は 2 人 か ら 4 ~ 5 人 の 居 住 形 態 が 望 ま し い。

- ② 地 域 に 住 む の に、 地 域 住 民 の 反 対 運 動 が 起 き な い よ う な 啓 発 活 動 も 必 要
で あ る。 ま た、 住 民 と し て 地 域 に 住 む の に グ ル ー プ ホ ー ム 開 設 に あ た っ て 同 意 を 自
治 体 が 求 め る の は お か し い。

もりいん 【森委員】

○結論

地 域 生 活 の 資 源 整 備 の 充 実 を 図 る た め に は、 障 害 当 事 者 団 体 や 自 助 グ ル ー プ
(セ ル フ ヘ ル プ グ ル ー プ)、 患 者 団 体 が 大 き な 役 割 を 担 う と 期 待 さ れ る。 た だ し、 そ
の 可 能 性 は き わ め て 大 き い も の の、 団 体 自 体 の 成 熟 度 に は 不 足 が 認 め ら れ る こ と も
事 実 で あ る。 当 事 者 団 体 な ど の 成 熟 を 図 る た め の 財 政 を 含 め た 支 援 の 仕 組 み が
も と 求 め ら れ る。 障 害 を 体 験 し て、 障 害 と と も に 生 活 し て き た 経 験 に も と づ き、
障 害 者 団 体 自 体 が サ ー ビ ス 提 供 者 に な る シ ス テ ム が 求 め ら れ る。 ま た、
ボ ラ ン テ ィ ア な ど に よ る イ ン フ ォ ー マ ル な 支 援 の 必 要 性 や 非 日 常 的 な 状 況、 す
な わ ち 災 害 発 生 時 な ど に 障 害 者 を 支 え る シ ス テ ム の 構 築 に つ い て も、 当 事 者 を
主 体 と し た 関 係 各 機 関、 関 係 各 領 域 の ネ ッ ト ワ ー ク を も と に 検 討 す べ き と 考
え ら れ る。

○理由

今 後、 地 域 生 活 の 資 源 整 備 の 充 実 を 図 る た め に は、 障 害 者 団 体 が 大 き な 役 割
を 担 う こ と が 期 待 さ れ る。 し か し、 そ の 可 能 性 は き わ め て 大 き い も の の、 団 体 自 体 の
成 熟 度 に は 不 足 が 認 め ら れ る。 団 体 の 育 成 の た め の 国 ・ 自 治 体 に よ る 財 政 支 援 が

ひつよう
必要になる。

やまもといいん
【山本委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃだんたい ちいきせいかつ しげんせいび さんか た あ しきん ほしょう
障害者団体が地域生活の資源整備に参加できるよう立ち上げ資金を保証すべき
ちいきせいかつ じんけんもんだい くに ほしょう
地域生活は人権問題であり国が保障すべき

りゆう
○理由

おお しょうがいしゃだんたい せいしんしょうがいしゃだんたい ちよくせつちいきしげん た あ
多くの障害者団体とりわけ精神障害者団体が直接地域資源を立ち上げるた
めには立ち上げ資金保証がなければふかのう
不可能だから